

令和 3 ( 2 0 2 1 ) 年度

# 学 生 便 覧

歯 学 部



広 島 大 学

# 広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

## 歯学部理念と目標

### 1)理念

1. 高度な医療技術と学識，豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

### 2)目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性，協調性を備え，国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来，歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち，国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

# ○ 広島大学歌

1 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああ われら

はてなき空に かたちなす

真をぞ きはめん望みなり

2 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああ われら

移らう時に かはらざる

善きをこそ 努めん集ひなり

3 緑あり

つよき不死の樹 広ごりて

葉末は風に そよぎたり

ああ われら

明るき道に 影しるす

美しきもの 求めん願ひなり

## 学生便覧について

- 1 この「学生便覧」は、歯学部の令和 3(2021)年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
- 2 「Ⅰ 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。
- 3 「Ⅱ 教育課程」では、歯学部の教育課程の履修基準表(教養教育及び専門教育)及び各種取扱いが記載してあります。
- 4 「Ⅲ 諸規則」では、学部生に必要な広島大学の規則等を記載してあります。
- 5 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
- 6 この『学生便覧』と『もみじ(広島大学学生情報システム)』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要(シラバス)』を活用して、遺漏なく各自の履修計画をたててください。

## 注意事項

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、

1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。

## 令和 3(2021)年度広島大学学期区分

| 前期                   |           |
|----------------------|-----------|
| 期間                   | 区 分       |
| 4 月 1 日 ~ 4 月 7 日    | 春 季 休 業   |
| 4 月 8 日 ~ 8 月 5 日    | 授 業       |
| 8 月 6 日 ~ 9 月 30 日   | 夏 季 休 業   |
| 後期                   |           |
| 10 月 2 日 ~ 12 月 25 日 | 授 業       |
| 11 月 5 日             | 創 立 記 念 日 |
| 12 月 26 日 ~ 1 月 5 日  | 冬 季 休 業   |
| 1 月 6 日 ~ 2 月 8 日    | 授 業       |
| 2 月 9 日 ~ 3 月 31 日   | 学 年 末 休 業 |

※上記区分は令和 3(2021)年度のものであります。最新の学年暦は「もみじ」→「学びのサポート」→「学年暦(授業スケジュール)／授業時間割」よりご確認ください。

## 授業時間

| 時限 | 時刻            |
|----|---------------|
| 1  | 8:45 ~ 9:30   |
| 2  | 9:30 ~ 10:15  |
| 3  | 10:30 ~ 11:15 |
| 4  | 11:15 ~ 12:00 |
| 5  | 12:50 ~ 13:35 |
| 6  | 13:35 ~ 14:20 |
| 7  | 14:35 ~ 15:20 |
| 8  | 15:20 ~ 16:05 |
| 9  | 16:20 ~ 17:05 |
| 10 | 17:05 ~ 17:50 |

# 目 次

- ・ 広島大学の理念
- ・ 歯学部理念と目標
- ・ 広島大学歌
- ・ 学生便覧について
- ・ 注意事項
- ・ 令和3(2021)年度広島大学学期区分
- ・ 授業時間

## I 教務・学生生活関係

- 1 諸手続等について ..... 教学 1
- 2 相談窓口及び緊急時の連絡先等について ..... 教学 2
- 3 学生生活注意事項 ..... 教学 2
- 4 国家試験について ..... 教学 6

## II 教育課程

- 1 歯学部細則（歯学科・口腔健康科学科共通）
  - ・ 広島大学歯学部細則 ..... 課程 1
  - ・ 教養教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第1）） ..... 課程 9
  - ・ 専門教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第2）） ..... 課程 12
- 2 歯学科関係の取扱い
  - ・ 広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について ..... 課程 19
  - ・ 広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い ..... 課程 21
  - ・ 講座配属制のマッチング方法と学生発表会について ..... 課程 23
  - ・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ ..... 課程 24
  - ・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ ..... 課程 25
  - ・ 広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験  
（Post-CC PX）に関する申し合せ ..... 課程 26
- 3 口腔健康科学科の取扱い
  - ・ 広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について ..... 課程 27
  - ・ 養護教諭一種免許取得に必要な履修科目  
（口腔健康科学科口腔保健学専攻） ..... 課程 30
  - ・ 広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い ..... 課程 32
- 4 その他の取扱い（歯学科・口腔健康科学科共通）
  - ・ 広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準 ..... 課程 35
  - ・ 歯学部期末試験実施要項 ..... 課程 36
  - ・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて ..... 課程 38
  - ・ 広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い ..... 課程 39
  - ・ 歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について ..... 課程 41

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ・外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規 | 課程 42 |
| ・放送大学との単位互換について（申合せ）        | 課程 43 |
| ・学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて  | 課程 44 |
| ・学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて    | 課程 45 |
| ・歯学部講義室等の使用について             | 課程 46 |
| ・広島大学歯学部学生表彰内規              | 課程 48 |
| ・広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ       | 課程 49 |
| ・広島大学歯学部学生顕彰内規              | 課程 51 |
| ・広島大学歯学部学生支援金内規             | 課程 52 |
| ・広島大学歯学部学生国際交流支援金交付要領       | 課程 55 |
| ・国際交流支援金申請者の選考方法に関する取扱い     | 課程 56 |
| ・成績評価に対する異議申立制度について         | 課程 57 |

### III 諸規則

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| ・広島大学通則                              | 規則 1   |
| ・広島大学学生交流規則                          | 規則 19  |
| ・広島大学学位規則                            | 規則 24  |
| ・広島大学授業料等免除及び猶予規則                    | 規則 40  |
| ・広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則            | 規則 46  |
| ・広島大学既修得単位等の認定に関する細則                 | 規則 51  |
| ・広島大学転学部の取扱いに関する細則                   | 規則 56  |
| ・広島大学科目等履修生規則                        | 規則 61  |
| ・広島大学学生表彰規則                          | 規則 65  |
| ・広島大学学生懲戒規則                          | 規則 67  |
| ・広島大学学生生活に関する規則                      | 規則 75  |
| ・広島大学学生証取扱細則                         | 規則 78  |
| ・広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則               | 規則 82  |
| ・身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ） | 規則 84  |
| ・社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項            | 規則 86  |
| ・課外活動を行ったことに関する証明書発行要項               | 規則 90  |
| ・期末試験等における不正行為の取扱いについて               | 規則 94  |
| ・広島大学研究生規則                           | 規則 95  |
| ・広島大学外国人研究生規則                        | 規則 99  |
| ・広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則            | 規則 103 |

- ・広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則……………規則 106
- ・広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則……………規則 117
- ・「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修  
（早期履修）制度について……………規則 131
- ・学業に関する評価の取扱いについて……………規則 132
- ・気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取  
扱いについて……………規則 134

#### IV 教員・配置図

- ・歯学部授業担当 教員名簿 …………… 教員・配置図 1
- ・霞地区建物配置図 …………… 教員・配置図 3
- ・歯学部建物内配置図 …………… 教員・配置図 4

令和 3(2021)年度 教養教育について …………… 教養 1～

2021 年度到達目標型教育プログラム「ハイプロスペクツHiPROSPECTS(R)」について …………… ハイプロ 1～



## I 教務・学生生活関係

## 1 諸手続き等について

### (1) 諸願・届の手続きについて

#### ① 休学願

病気その他の理由により3か月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1か月前には休学願を提出してください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

#### ② 欠席届

病気その他ののやむを得ない事由により、教養教育の授業を2週間以上(※)欠席する(した)場合は、「欠席届」に欠席理由を客観的に証明する書類(診断書等)を添えて、所属学部(の)学生支援担当に提出してください。提出された欠席届の内容に基づき、授業担当教員あて、欠席する(した)旨の通知が行われます。(必ずしも欠席に対する配慮が行われるものではありません)で注意してください。)

※「欠席届」は、もみじ 広島大学 学生情報の森 MOMIJI からダウンロードしてください。

※欠席期間が2週間未満の場合は、欠席届の提出は必要ありません。各自で授業担当教員に欠席する(した)旨を直接申し出てください。

#### ③ 復学願

休学期間内に休学の必要がなくなつて出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けてなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書(病院の場合は医師の診断書)を添付してください。

#### ④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

#### ⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援グループに問合せてください。

### (2) 各種証明書の交付について

通学証明書、在籍証明書及び社会貢献活動証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援グループに請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断証明書(定期健康診断診者のみ)については、証明書自動発行機(各学部)に設置により取得してください。

### (3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、広島大学アクセシビリティセンターで履修の仕方について相談してください。

### (4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)」を参照の上、学生支援グループに相談してください。

## 2 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、チューター(指導教員)へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察(110番)や救急車(119番)へ通報するとともに、必ず、チューター(指導教員)へ届け出てください。

連絡先: 〒734-8553 広島市南区霞 1丁目 2-3

広島大学 霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当)

電話: 082-257-5614 ※夜間、休日等の緊急時: 082-257-5716

E-mail: kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp

以下に、自分のチューターの氏名と連絡先を記入して、活用してください。

| チューター(指導教員)氏名 | 連絡先 |
|---------------|-----|
|               | 電話; |

## 3 学生生活注意事項

### ① 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、次の各項を守ってください。

- (1) ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- (2) 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- (3) 貴重品の管理は、十分に留意してください。

○広島大学歯学部(に在籍する学生の父母、配偶者又は子が死亡した場合の届出 (別表)

| 学 生 番 号   |                        | 令和 年 月 日 |  |        |
|-----------|------------------------|----------|--|--------|
| ふりがな      | 学 生 の 連 絡 先<br>(携帯電話等) |          |  |        |
| 学 生 氏 名   |                        |          |  |        |
| ふりがな      |                        |          |  |        |
| 死 亡 者 氏 名 | (続柄)                   |          |  | (年齢 歳) |
| 日 時       | 和 年 月 日 ( ) 時 分        |          |  |        |
| 死 亡 原 因   |                        |          |  |        |
| 日 時       | 和 年 月 日 ( ) 時 分        |          |  |        |
| 場 所       | 〒                      |          |  |        |
| 葬 儀 場     |                        |          |  |        |
| ふりがな      | ( ) ( )                |          |  |        |
| 喪主(続柄)    |                        |          |  |        |
| 備 考       | 通夜等の日時                 |          |  |        |

② アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- (1) 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- (2) 深夜作業並びに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- (3) アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をとるようしてください。

③ 諸手続きについて

- (1) 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援グループ(歯学部担当)にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。
- (2) 学生情報登録シートは、第1学年の始めに学生支援グループ(歯学部担当)に提出し、連絡先等変更があった場合は、その都度提出してください。
- (3) 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援グループ(歯学部担当)に届け出てその指示を受けてください。
- (4) 学内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学内施設使用願を3日前までに学生支援グループ(歯学部担当)に提出してください。なお、学内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応じ使用中の施設内に入入りすることがあります。
- (5) 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。
- (6) 霞キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。

④ 各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならない役員は次のとおりです。  
学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等

⑤ オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的には在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。

⑥ 父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の再電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。また、別表の届出を学生支援グループ(歯学部担当)へ提出してください。

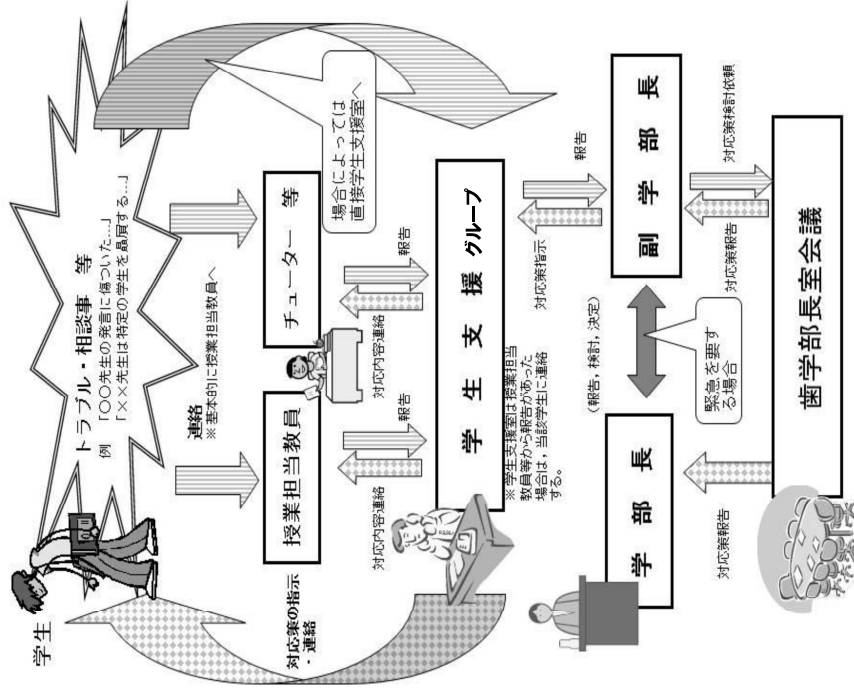
- (1) 月曜日～金曜日(8:30～17:15)  
霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当) 電話:082-257-5614
- (2) 月曜日～金曜日(17:15～8:30)  
広島大学医学部管理室 電話:082-257-5091
- (3) 土曜日、日曜日及び祝日(夏季及び年末年始の休日を含む。)  
広島大学医学部管理室 電話082-257-5091

⑦ 授業(講義・実習)に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業(講義・実習)において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等(以下トラブル等といいます)があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援グループへ相談することもできます。

学生支援グループは、副学部長や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

授業(講義・実習)に関わるトラブル・相談事等の対応について



4 国家試験について

1 歯科医師法(抄)

第1章 総則

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免許

第2条 歯科医師にならうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第3章 試験

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及び口内衛生に関し、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(第16条の2第1項において単に「大学」という。)において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 2～3 (省略)

2 歯科医師法施行規則(抄)

第1章 免許

(法第4条第1号の厚生労働省令で定める者)

第1条 歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下「法」という。)第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第1条の2 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第2章 試験

第12条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験(以下予備試験という。)を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書(第3号書式)に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書

## 2～3 (省略)

4 写真(手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面に(シ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

第16条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として18,900円を納めなければならない。

2 (省略)

第17条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第18条 合格証書を破り、よごし又は失つた者は、合格証明書の交付を依頼することができる。

2 前項の規定によって合格証明書の交付を出願する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

## 3 歯科衛生士法(抄)

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及びび口く衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の指導の下に、歯牙及びび口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

1 歯牙露出面及びび正常な歯茎の遊離縁下の付着物及びび沈着物を機械的操作によつて除去すること。

2 歯牙及びび口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及びび第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第3条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1 罰金以上の刑に処せられた者

2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務(歯科診療の補助の業務及びび歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及びび第8条第1項において「業務」という。)に関し犯罪又は不正の行為があつた者

3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

第10条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

## 4 歯科工士法(抄)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、歯科工士の資格を定めるとともに、歯科工士の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において、「歯科工士」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科工士を業とする者をいう。

第2章 免許

(免許)

第3条 歯科工士の免許(以下「免許」という。)は、歯科工士国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

1 歯科医業又は歯科工士の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者

2 心身の障害により歯科工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものの

3 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

第3章 試験

(試験の目的)

第11条 試験は、歯科工士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第12条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも一回行う。

## Ⅱ 教 育 課 程

### 1 齒学部細則

(齒学科・口腔健康科学科共通)

○広島大学歯学部細則

(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 歯学科は、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育むために教育を実施する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第 2 条の 3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻 20 人

(2) 口腔工学専攻 20 人

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

歯学プログラム

口腔保健学プログラム

口腔工学プログラム

国際歯学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第6条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条 1年次に卒業要件単位として登録することができる教養教育科目の単位数は、46単位を上限とする。ただし、集中講義の授業科目の単位を除く。

2 前項の規定にかかわらず、1年次前期において20単位以上履修し、GPAが80以上の学生については前項に定める単位数の上限を超えて登録を認めるものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第11条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。



(既修得単位等の認定)

第12条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日(副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。
- 3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(教育課程の修了)

第13条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者には、科目ごとに定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第15条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(科目試験)

第16条 科目試験は、それぞれの授業科目(臨床実習を含む。)について行う。

- 2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として2週間前までに発表する。
- 3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。
- 4 試験当日病気その他の事故で科目試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。
- 5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。
- 6 科目試験の得点が満点の60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第 17 条 授業科目の成績評価基準は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示するものとする。

2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA: Grade Point Average)をもって評価する。

平均評価点 = ((秀の単位数 × 4 + 優の単位数 × 3 + 良の単位数 × 2 + 可の単位数 × 1) / (総登録単位数 × 4)) × 100

第 18 条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第 19 条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第 20 条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第 21 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第 22 条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 23 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 24 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の

議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第 25 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の規定に基づき、登録プログラムの変更を願い出た者に対する選考の方法は、別に定める。

3 第 1 項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(再入学)

第 25 条の 2 通則第 14 条第 2 項の規定に基づき、本学部に再入学を願い出た者に対する選考の方法は、別に定める。

2 本学部に再入学を願い出るときは、所定の期日までに入学願書に必要な書類及び検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

3 再入学は、学科又は専攻の収容定員に欠員があり、かつ、再入学の時点で退学後 3 年を超えていない場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

4 再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(卒業の要件)

第 26 条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第 4 条に規定する修年限以上在学し、かつ、別表第 1 及び別表第 2 に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(雑則)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 7 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 15 年度以前に入学した学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、この細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成 16 年 8 月 23 日 一部改正)

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 24 日及び平成 17 年 3 月 20 日 一部改正)

1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度以前に入学した学生の教育課程(別表第 1 及び別表第 2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した学生の教育課程(別表第 1 及び別表第 2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 4 月 12 日 一部改正)

この細則は、平成 19 年 4 月 12 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した学生の教育課程(別表第 1 及び別表第 2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 5 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程(別表第 1 及び別表第 2)及び履修方法等については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定(平成 21 年度に入学した学生にあつては、第 23 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 8 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島

大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 1 月 10 日 一部改正)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 6 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 5 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 12 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 11 月 12 日 一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 11 月 12 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項、別表第 1

及び別表第2の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和2年度に入学した学生の教育課程(歯学科歯学プログラムに限る。)については、専門教育科目のうち基礎ゲノム医学を必修科目とし、展開科目の歯科臨床英語を2単位から1単位に変更した上でがんの生物学を加えるものとする。この場合において、がんの生物学は、必修科目とし、最低修得単位数は1単位とし、学年・ Semester別履修単位数は第5学年第9 Semesterの1単位とする。

別表第1(第4条第2項関係)

歯学部教育課程表(別表第1)

別表第2(第4条第3項関係)

歯学部教育課程表(別表第2)

## 歯学部教育課程表(別表第1)

### 〈歯学科 歯学プログラム〉

| 区分     | 科目区分                 | 要修得<br>単位数     | 授 業 科 目 等       | 単位数          | 履修区分        |              |             |
|--------|----------------------|----------------|-----------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 教養教育科目 | 平 和 科 目              | 2              |                 | 2            | 選択必修        |              |             |
|        | 基礎<br>大学<br>科目<br>教育 | 大 学 教 育 入 門    | 2               | 大学教育入門       | 2           | 必 修          |             |
|        |                      | 教 養 ゼ ミ        | 2               | 教養ゼミ         | 2           | 必 修          |             |
|        | 共通科目                 | 領 域 科 目        | 2               | 全身の健康と口腔科学Ⅰ  | 2           | 必 修          |             |
|        |                      |                | 2               | 全身の健康と口腔科学Ⅱ  | 2           | 必 修          |             |
|        |                      |                | 4               | 人文社会科学系科目群から |             | 選択必修         |             |
|        |                      | 外国<br>語科目      | 英 語             | 2            | コミュニケーションⅠA | 1            | 必 修<br>(注1) |
|        |                      |                |                 |              | コミュニケーションⅠB | 1            |             |
|        |                      |                | 2               | コミュニケーションⅡA  | 1           |              |             |
|        |                      |                |                 | コミュニケーションⅡB  | 1           |              |             |
|        |                      | 2              | コミュニケーション演習Ⅰ    | 1            |             |              |             |
|        |                      |                | コミュニケーション演習Ⅱ    | 1            |             |              |             |
|        |                      | 初修外国語          | 4               | ベーシック外国語から   |             | 選択必修<br>(注2) |             |
|        | 情報・データサイエンス科目        | 2              | 情報・データ科学入門      | 2            | 必 修<br>(注3) |              |             |
|        |                      | 2              | 情報・データサイエンス科目から | 2            | 選択必修        |              |             |
|        | 健康スポーツ科目             | 2              | 健康スポーツ科学        | 2            | 選択必修        |              |             |
|        |                      |                | スポーツ実習          | 1            |             |              |             |
|        | 基 盤 科 目              | 6              | 一般化学            | 2            | 必 修         |              |             |
|        |                      |                | 細胞科学            | 2            |             |              |             |
|        |                      |                | 国際医学連携開発学       | 2            |             |              |             |
| 4      |                      | 基礎微分積分学        | 2               | 選択必修         |             |              |             |
|        |                      | 基礎線形代数学        | 2               |              |             |              |             |
|        |                      | 基礎物理学Ⅰ         | 2               |              |             |              |             |
|        |                      | 初修物理学 (注4)     | 2               |              |             |              |             |
|        |                      | 初修生物学 (注4)     | 2               |              |             |              |             |
|        |                      | 人間理解のための人体解剖学Ⅰ | 1               |              |             |              |             |
|        |                      | 人間理解のための人体解剖学Ⅱ | 1               |              |             |              |             |
| 計      | 40                   |                |                 |              |             |              |             |

注1：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注2：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注3：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注4：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

| 区分     | 科目区分                            |                       | 要修得<br>単位数 | 授 業 科 目 等      | 単位数                        | 履修区分                         |             |             |
|--------|---------------------------------|-----------------------|------------|----------------|----------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 教養教育科目 | 平 和 科 目                         |                       | 2          |                | 2                          | 選択必修                         |             |             |
|        | 基<br>大<br>学<br>教<br>育<br>科<br>目 | 大 学 教 育 入 門           | 2          | 大学教育入門         | 2                          | 必 修                          |             |             |
|        |                                 | 教 養 ゼ ミ               | 2          | 教養ゼミ           | 2                          | 必 修                          |             |             |
|        | 共<br>通<br>科<br>目                | 領 域 科 目               |            | 2              | 全身の健康と口腔科学Ⅰ                | 2                            | 必 修         |             |
|        |                                 |                       |            | 2              | 全身の健康と口腔科学Ⅱ                | 2                            | 必 修         |             |
|        |                                 |                       |            | 4              | 人文社会科学系科目群から (注1)          |                              | 選択必修        |             |
|        |                                 | 外<br>国<br>語<br>科<br>目 | 英 語        | コミュニケーション基礎    | 2                          | コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ | 1<br>1      | 必 修<br>(注2) |
|        |                                 |                       |            | コミュニケーションⅠ     | 2                          | コミュニケーションⅠA<br>コミュニケーションⅠB   | 1<br>1      |             |
|        |                                 |                       | コミュニケーションⅡ | 2              | コミュニケーションⅡA<br>コミュニケーションⅡB | 1<br>1                       |             |             |
|        |                                 |                       | 初修外国語      |                | 4                          | ベーシック外国語から                   |             |             |
|        |                                 | 情報・データサイエンス科目         |            | 2              | 情報・データ科学入門                 | 2                            | 必 修<br>(注4) |             |
|        |                                 |                       |            | 2              | 情報・データサイエンス科目から            | 2                            | 選択必修        |             |
|        |                                 | 健 康 ス ポ ー ツ 科 目       |            | 2              |                            |                              | 選択必修        |             |
|        | 基 盤 科 目                         |                       | 4          | 医療従事者のための心理学   | 2                          | 必 修<br>(注5)                  |             |             |
|        |                                 |                       |            | 国際医学連携開発学      | 2                          | 必 修                          |             |             |
|        |                                 |                       | 2          | 初修生物学 (注6)     | 2                          | 選択必修                         |             |             |
|        |                                 |                       |            | 細胞科学           | 2                          |                              |             |             |
|        |                                 |                       |            | 人間理解のための人体解剖学Ⅰ | 1                          |                              |             |             |
|        |                                 |                       |            | 人間理解のための人体解剖学Ⅱ | 1                          |                              |             |             |
|        | 2                               | 初修化学                  | 2          | 選択必修           |                            |                              |             |             |
|        |                                 | 一般化学                  | 2          |                |                            |                              |             |             |
| 計      |                                 | 38                    |            |                |                            |                              |             |             |

注1：情報・データサイエンス科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、4単位まで領域科目の人文社会科学系科目群から履修したものとみなす。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注3：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注4：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注5：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注6：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。



<口腔健康科学科 口腔工学プログラム>

| 区分                    | 科目区分                 |             | 要修得<br>単位数    | 授 業 科 目 等      | 単位数                        | 履修区分                         |              |             |
|-----------------------|----------------------|-------------|---------------|----------------|----------------------------|------------------------------|--------------|-------------|
| 教養教育科目                | 平 和 科 目              |             | 2             |                | 2                          | 選択必修                         |              |             |
|                       | 基礎<br>大学<br>科目<br>教育 | 大 学 教 育 入 門 | 2             | 大学教育入門         | 2                          | 必 修                          |              |             |
|                       |                      | 教 養 ゼ ミ     | 2             | 教養ゼミ           | 2                          | 必 修                          |              |             |
|                       |                      | 領 域 科 目     |               | 2              | 全身の健康と口腔科学Ⅰ                | 2                            | 必 修          |             |
|                       |                      |             |               | 2              | 全身の健康と口腔科学Ⅱ                | 2                            | 必 修          |             |
|                       |                      |             |               | 4              | 人文社会科学系科目群から (注1)          |                              | 選択必修         |             |
|                       | 共通科目                 | 外国語科目       | 英 語           | コミュニケーション基礎    | 2                          | コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ | 1<br>1       | 必 修<br>(注2) |
|                       |                      |             |               | コミュニケーションⅠ     | 2                          | コミュニケーションⅠA<br>コミュニケーションⅠB   | 1<br>1       |             |
|                       |                      |             | コミュニケーションⅡ    | 2              | コミュニケーションⅡA<br>コミュニケーションⅡB | 1<br>1                       |              |             |
|                       |                      |             | 初修外国語         |                | 4                          | ベーシック外国語から                   |              |             |
|                       |                      |             | 情報・データサイエンス科目 |                | 2                          | 情報・データ科学入門                   | 2            | 必 修<br>(注4) |
|                       |                      |             |               |                | 2                          | 情報・データサイエンス科目から              | 2            | 選択必修        |
|                       | 健康スポーツ科目             |             | 2             |                |                            | 選択必修                         |              |             |
|                       | 基 盤 科 目              |             | 2             | 医療従事者のための心理学   | 2                          | 必 修<br>(注5)                  |              |             |
|                       |                      |             | 2             | 国際医学連携開発学      | 2                          | 必 修                          |              |             |
|                       |                      |             | 4             | 初修生物学 (注7)     |                            | 2                            | 選択必修<br>(注6) |             |
|                       |                      |             |               | 細胞科学           |                            | 2                            |              |             |
|                       |                      |             |               | 人間理解のための人体解剖学Ⅰ |                            | 1                            |              |             |
|                       |                      |             |               | 人間理解のための人体解剖学Ⅱ |                            | 1                            |              |             |
|                       |                      |             |               | 一般化学           |                            | 2                            |              |             |
|                       |                      |             |               | 初修物理学 (注7)     |                            | 2                            |              |             |
|                       |                      |             | 2             | 基礎物理学Ⅰ         |                            | 2                            | 選択必修         |             |
|                       |                      |             |               | 基礎微分積分学        |                            | 2                            |              |             |
| ヘルスサイエンスのための基盤数学 (注8) |                      | 2           |               |                |                            |                              |              |             |
| 基礎線形代数学               |                      | 2           |               |                |                            |                              |              |             |
|                       |                      | 2           | 統計学           | 2              |                            |                              |              |             |
| 計                     |                      | 40          |               |                |                            |                              |              |             |

注1：情報・データサイエンス科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、4単位まで領域科目の人文社会科学系科目群から履修したものとみなす。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注3：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注4：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注5：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注6：生物に関する科目群、化学に関する科目群及び物理に関する科目群のうち、2科目群から1科目ずつ履修すること。

注7：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注8：「ヘルスサイエンスのための基盤数学」を選択できる者は、高等学校等で数学Ⅲを履修していないものに限る。

## 歯学部教育課程表（別表第2）

### 〈歯学科 歯学プログラム〉

| 科目区分                            | 授業科目                | 最低修得<br>単位数 | 学年・セメスター別履修単位数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 備考 |  |  |  |
|---------------------------------|---------------------|-------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|--|--|--|
|                                 |                     |             | 1              |   | 2 |   | 3 |   | 4 |   | 5 |    | 6  |    |    |  |  |  |
|                                 |                     |             | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |    |  |  |  |
| 基<br>礎<br>科<br>目                | ◎ 医療倫理学             | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 対人コミュニケーション論      | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 医療コミュニケーション基礎論    | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 医療情報処理学           | 2           |                |   |   | 2 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 臨床心理学             | 1           |                |   |   |   |   | 1 |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ チーム医療学            | 1           |                |   |   |   |   | 1 |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 実践専門英語            | 2           |                |   |   |   |   | 2 |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 特別科目              | 1           |                |   |   |   |   |   | 1 |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科医療安全学           | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 災害医療・歯科法医学        | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |    |  |  |  |
| 基<br>幹<br>科<br>学<br>系<br>科<br>目 | ◎ 解剖学               | 2           | 2              |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 解剖学実習 I           | 2           |                | 2 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 解剖学実習 II          | 2           |                | 2 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 発生学               | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 組織学・口腔組織学         | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 組織学実習 I           | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 組織学実習 II          | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯の形態学             | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯の形態学実習           | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 人類遺伝学             | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生化学 I           | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生化学 II          | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生化学実習           | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生理学 I           | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生理学 II          | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔生理学実習           | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科理工学 I           | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科理工学 II          | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科理工学実習 I         | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科理工学実習 II        | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 微生物学 I            | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 微生物学 II           | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 免疫学               | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔微生物学・免疫学実習      | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科薬理学 I           | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 歯科薬理学 II          | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 薬理学実習             | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔病理学 I           | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔病理学 II          | 2           |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔病理学実習 I         | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 口腔病理学実習 II        | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 医科歯科分子生物学         | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 放射線生物学・放射線健康リスク科学 | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
| ◎ 基礎ゲノム医学                       | 2                   |             |                |   | 2 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
| 医<br>学<br>系<br>科<br>目           | ◎ 内科学 I             | 2           |                |   |   | 2 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 内科学 II            | 2           |                |   |   | 2 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 外科学 I             | 2           |                |   |   | 2 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 外科学 II            | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 眼科学               | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 耳鼻咽喉科学            | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 皮膚科学              | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 精神科学              | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |
|                                 | ◎ 小児科学              | 1           |                |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    |    |  |  |  |

＜歯学科 歯学プログラム＞

| 科目区分                                 | 授 業 科 目           | 最低修得<br>単位数 | 学年・セメスター別履修単位数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 備 考 |  |  |
|--------------------------------------|-------------------|-------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-----|--|--|
|                                      |                   |             | 1              |   | 2 |   | 3 |   | 4 |   | 5 |    | 6  |    |     |  |  |
|                                      |                   |             | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |     |  |  |
| 基<br>合<br>臨<br>幹<br>床<br>系<br>科<br>目 | ◎ 歯科放射線学Ⅰ         | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科放射線学Ⅱ         | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科放射線学基礎演習      | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 診断・検査学          | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 口腔衛生学           | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅰ  | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅱ  | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科麻酔学           | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科麻酔学基礎演習       | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯内療法学           | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 保存修復学           | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅰ | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅱ | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯周病学Ⅰ           | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯周病学Ⅱ           | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯周療法学基礎実習Ⅰ      | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯周療法学基礎実習Ⅱ      | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎機能学            | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 補綴学Ⅰ            | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 補綴学Ⅱ            | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 義歯補綴学Ⅰ          | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 義歯補綴学Ⅱ          | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 口腔インプラント学       | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅰ    | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅱ    | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅰ    | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅱ    | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ   | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ   | 1           |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 口腔外科学Ⅰ          | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 口腔外科学Ⅱ          | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎外科学Ⅰ           | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎外科学Ⅱ           | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅰ     | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅱ     | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅲ     | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅳ     | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科矯正学Ⅰ          | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科矯正学Ⅱ          | 2           |                |   |   |   |   |   |   | 2 |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅰ      | 1           |                |   |   |   |   |   |   |   | 1 |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅱ                         | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 小児歯科学Ⅰ                             | 2                 |             |                |   |   |   |   |   | 2 |   |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 小児歯科学Ⅱ                             | 2                 |             |                |   |   |   |   |   | 2 |   |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 小児歯科学基礎実習Ⅰ                         | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 小児歯科学基礎実習Ⅱ                         | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 障害者歯科学                             | 2                 |             |                |   |   |   |   |   | 2 |   |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 成人・高齢者歯科学                          | 2                 |             |                |   |   |   |   |   | 2 |   |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学                    | 1                 |             |                |   |   |   |   |   | 1 |   |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 局所解剖学実習Ⅰ                           | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 局所解剖学実習Ⅱ                           | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| ◎ 総合歯科医療学Ⅰ                           | 1                 |             |                |   |   |   |   |   |   | 1 |   |    |    |    |     |  |  |
| 社会<br>歯学<br>系                        | ◎ 衛生行政            | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 衛生学・公衆衛生学       | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 社会歯科学           | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 社会福祉学           | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
| 究<br>歯<br>科<br>学<br>目<br>研           | ◎ リサーチスタートアップ     | 1           |                |   | 1 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯学研究特論Ⅰ         | 1           |                |   |   |   | 1 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |
|                                      | ◎ 歯学研究特論Ⅱ         | 2           |                |   |   |   | 2 |   |   |   |   |    |    |    |     |  |  |

〈歯学科 歯学プログラム〉

| 科目区分             | 授 業 科 目        | 最低修得<br>単位数 | 学年・semester別履修単位数 |   |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    | 備 考 |  |  |  |
|------------------|----------------|-------------|-------------------|---|----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|-----|--|--|--|
|                  |                |             | 1                 |   | 2  |    | 3  |    | 4  |    | 5 |    | 6  |    |     |  |  |  |
|                  |                |             | 1                 | 2 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 |     |  |  |  |
| 展<br>開<br>科<br>目 | ◎ 歯科臨床英語       | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 国際歯科医学特論     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 口腔機能修復学特論    | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 応用口腔医学特論     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 顎口腔医療学特論     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 咬合発達育成学特論    | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 臨床歯科医学総合演習   | 2           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 2  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 総合歯科医療学Ⅱ     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 総合歯科医療学Ⅲ     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 基礎・臨床総合示説    | 4           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 4  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ がんの生物学       | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    | 1  |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 救急集中治療医学     | 1           |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |    | 1  |     |  |  |  |
|                  | ◎ 歯学研究実習       | 8           |                   |   |    |    |    |    |    | 2  | 4 |    | 2  |    |     |  |  |  |
| 臨床実習<br>科目       | ◎ 臨床見学演習・実習    | 4           |                   |   | 1  |    |    | 2  |    |    |   | 1  |    |    |     |  |  |  |
|                  | ◎ 臨床実習（予備実習含む） | 39          |                   |   |    |    |    |    |    |    |   |    |    |    | 39  |  |  |  |
| 合 計              |                | 227         | 2                 | 4 | 24 | 27 | 26 | 30 | 34 | 22 |   | 18 | 40 |    |     |  |  |  |
|                  |                |             | 6                 |   | 51 |    | 56 |    | 56 |    |   |    | 58 |    |     |  |  |  |

(注) ◎は必修科目を示す。

歯学プログラム 卒業要件単位数 267単位

|               |      |              |       |
|---------------|------|--------------|-------|
| 教養教育科目        |      | 専門教育科目       |       |
| 平和科目          | 2単位  | 基幹科目         |       |
| 大学教育基礎科目      | 4単位  | 専門基礎科目       | 12単位  |
| 共通科目          |      | 生命科学系科目      | 54単位  |
| 領域科目          | 8単位  | 医学系科目        | 12単位  |
| 外国語科目         |      | 総合臨床系科目      | 74単位  |
| 英語            | 6単位  | 社会歯学系科目      | 4単位   |
| 初修外国語         | 4単位  | 歯学研究科目       | 4単位   |
| 情報・データサイエンス科目 | 4単位  | 展開科目         | 24単位  |
| 健康スポーツ科目      | 2単位  | 臨床実習科目       |       |
| 基盤科目          | 10単位 | 臨床見学演習・実習    | 4単位   |
|               |      | 臨床実習（予備実習含む） | 39単位  |
| 教養教育科目小計      | 40単位 | 専門教育科目小計     | 227単位 |

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

| 区分            | 科目区分               | 授業科目             | 最低修得単位数          | 学年・セメスター別履修単位数 |   |   |   |   |   |   |   | 備考 |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------|--------------------|------------------|------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|               |                    |                  |                  | 1              |   | 2 |   | 3 |   | 4 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  |                  | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 専門基礎科目教育科     | 専門基礎科目             | ◎ 解剖学・口腔解剖学      | 2                | 2              |   |   |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 歯の形態学          | 1                |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 口腔科学基礎         | 1                |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 歯の形態学実習        | 1                |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 組織学・口腔組織学      | 2                |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 生理学・口腔生理学      | 2                |                | 2 |   |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 病理学・口腔病理学      | 2                |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 薬理学・歯科薬理学      | 2                |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 微生物学・口腔微生物学    | 2                |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 免疫学            | 1                |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 基礎オーラルサイエンス実習  | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 口腔衛生学          | 2                |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 衛生学・口腔衛生学実習    | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 社会歯科学          | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 衛生行政           | 1                |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 衛生学・公衆衛生学      | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 対人コミュニケーション論   | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 医療コミュニケーション基礎論 | 1                |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | ◎ 臨床心理学          | 1                |                |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | ◎ 社会福祉学            | 1                |                  |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | ◎ 医療倫理学            | 1                |                  |                | 1 |   |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | ◎ 総合医科学            | 2                |                  |                |   |   |   |   |   | 2 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | ◎ 基礎栄養生化学          | 2                |                  |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | ◎ 栄養指導学演習(食品学を含む。) | 1                |                  |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 専門基礎科目教育科          | 専門基礎科目           | ◎ 口腔保健学概論        | 1              | 1 |   |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 口腔保健学臨床概論      | 1              |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 臨床歯科学概論        | 1              |   | 1 |   |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 発達期系歯科学(歯科矯正学) | 2              |   |   |   |   |   | 2 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 発達期系歯科学(小児歯科学) | 2              |   |   |   |   |   | 2 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ      | 1              |   |   |   | 1 |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ      | 2              |   |   |   |   |   | 2 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 保存系歯科学(歯内療法学)  | 1              |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 保存系歯科学(歯周病学)   | 1              |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 外科系歯科学Ⅰ        | 1              |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 外科系歯科学Ⅱ        | 1              |   |   |   |   |   |   |   | 1  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯科放射線学         | 1              |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 障害者歯科学         | 2              |   |   |   |   |   |   | 2 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 成人・高齢者歯科学      | 2              |   |   |   |   |   |   | 2 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯科材料学          | 1              |   |   |   | 1 |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯科麻酔学          | 1              |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯科医療管理学示説A     | 1              |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ 歯科医療安全学        | 1              |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ チーム医療学         | 1              |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    | 専門基礎科目           | ◎ チーム歯科医療学実習Ⅰ    | 1              |   |   |   | 1 |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ チーム歯科医療学実習Ⅱ    | 1              |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                    |                  | ◎ チーム歯科医療学実習Ⅲ    | 1              |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ チーム歯科医療学実習Ⅳ |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ チーム歯科医療学実習Ⅴ |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   |   |   | 1  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健教育学     |                    |                  | 1                |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅰ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅱ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   | 1 |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅲ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅳ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅴ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   |   |   | 1  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 口腔保健行動学実習Ⅵ  |                    |                  | 1                |                |   |   |   |   |   |   |   |    | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ◎ 医療情報処理学     | 2                  |                  |                  |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

| 区分                         | 科目区分 | 授 業 科 目             | 最低修得<br>単位数 | 学年・semester別履修単位数 |   |    |    |    |    |   |   | 備 考 |    |   |   |    |
|----------------------------|------|---------------------|-------------|-------------------|---|----|----|----|----|---|---|-----|----|---|---|----|
|                            |      |                     |             | 1                 |   | 2  |    | 3  |    | 4 |   |     |    |   |   |    |
|                            |      |                     |             | 1                 | 2 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7 | 8 |     |    |   |   |    |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 |      | ◎ 口腔保健管理学実習 I       | 1           |                   |   | 1  |    |    |    |   |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健管理学実習 II      | 1           |                   |   | 1  |    |    |    |   |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健管理学実習 III     | 1           |                   |   |    | 1  |    |    |   |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健管理学実習 IV      | 1           |                   |   |    |    | 1  |    |   |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健管理学実習 V       | 1           |                   |   |    |    |    | 1  |   |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健管理学実習 VI      | 1           |                   |   |    |    |    |    | 1 |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健カウンセリング実習     | 1           |                   |   |    |    |    |    |   | 1 |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 学校歯科保健教育論         | 1           |                   |   |    |    |    |    |   | 1 |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ リハビリテーション概論       | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   | 1   |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学   | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     | 1  |   |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔リハビリテーション学実習 I  | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    | 1 |   |    |
|                            |      | ◎ 口腔リハビリテーション学実習 II | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | ◎ 看護学 I             | 1           |                   |   |    |    |    |    | 1 |   |     |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 看護学 II A          | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   | 1   |    |   |   |    |
|                            |      | ◎ 看護学 II B          | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     | 1  |   |   |    |
|                            |      | 看護学 III             | 2           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     | 2  |   |   |    |
|                            |      | 看護学演習               | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    | 1 |   |    |
|                            |      | 基礎看護学臨床実習 (養護教諭)    | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    | 1 |   |    |
|                            |      | 養護概説                | 2           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     | 2  |   |   |    |
|                            |      | 健康相談                | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 学校保健演習 I            | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 学校保健演習 II           | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 小児科学                | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 精神科学                | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 精神保健学               | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | ◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学    | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | 歯科臨床教育学             | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | ◎ 災害医療・歯科法医学        | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
|                            |      | ◎ 口腔保健学臨床・臨地実習      | 20          |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 5 | 15 |
|                            |      | 口腔保健管理学臨床実習         | 5           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   |   | 5  |
|                            |      | ◎ 卒業研究              | 3           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 | 2  |
|                            |      | ◎ リサーチスタートアップ       | 1           |                   |   |    |    |    |    |   |   |     |    |   | 1 |    |
| ◎ 実践専門英語                   | 2    |                     |             |                   |   |    |    |    |    |   |   |     | 2  |   |   |    |
| 合 計                        |      |                     | 114         | 3                 | 4 | 22 | 26 | 26 | 16 |   |   |     | 17 |   |   |    |

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔保健学プログラム 卒業要件単位数 152単位

教養教育科目

|               |     |
|---------------|-----|
| 平和科目          | 2単位 |
| 大学教育基礎科目      | 4単位 |
| 共通科目          |     |
| 領域科目          | 8単位 |
| 外国語科目         |     |
| 英語            | 6単位 |
| 初修外国語         | 4単位 |
| 情報・データサイエンス科目 | 4単位 |
| 健康スポーツ科目      | 2単位 |
| 基盤科目          | 8単位 |

教養教育科目小計 38単位

専門教育科目

|        |      |
|--------|------|
| 専門基礎科目 | 33単位 |
| 専門科目   | 81単位 |

専門教育科目小計

114単位

<口腔健康科学科 口腔工学プログラム>

| 区分                            | 科目区分 | 授業科目                 | 最低修得単位数 | 学年・セメスター別履修単位数 |   |   |   |   |   |   |   | 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|-------------------------------|------|----------------------|---------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|----|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
|                               |      |                      |         | 1              |   | 2 |   | 3 |   | 4 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      |                      |         | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| 専門                            | 基礎科目 | ◎ 解剖学・口腔解剖学          | 2       | 2              |   |   |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯の形態学              | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 口腔科学基礎             | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 組織学・口腔組織学          | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 口腔解剖学実習Ⅰ           | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 口腔解剖学実習Ⅱ           | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 顎口腔機能学             | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 顎口腔機能学実習           | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 生理学・口腔生理学          | 2       |                | 2 |   |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 薬理学・歯科薬理学          | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 微生物学・口腔微生物学        | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 病理学・口腔病理学          | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 免疫学                | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 口腔衛生学              | 2       |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 社会歯科学              | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 総合医科学              | 2       |                |   |   |   |   |   | 2 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 医療倫理学              | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 基礎栄養生化学            | 2       |                |   | 2 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| 教専                            | 専門   | ◎ 外科系歯科学Ⅰ            | 1       |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 外科系歯科学Ⅱ            | 1       |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 保存系歯科学(歯内療法学)      | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 保存系歯科学(歯周病学)       | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ チーム医療学             | 1       |                |   |   |   |   | 1 |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 障害者歯科学             | 2       |                |   |   |   |   | 2 |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 成人・高齢者歯科学          | 2       |                |   |   |   |   | 2 |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 関係法規(社会保障制度を含む)    | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯科医療安全学            | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 医療情報処理学            | 2       |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯科臨床教育学            | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学     | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯科材料学              | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 生体材料学              | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 生体材料学実習            | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 応用生体材料学実習          | 1       |                |   |   |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  |
|                               |      | ◎ 精密鑄造学              | 2       |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 精密鑄造学実習            | 1       |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ CAD/CAMシステム工学      | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 医療システム工学           | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 情報システム工学実習         | 1       |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ デジタルデンティストリ実習      | 1       |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 口腔工学概論             | 2       |                |   |   |   |   |   | 2 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ ME機器学              | 1       |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 発達系歯科学(小児歯科学)      | 1       |                |   |   |   |   |   | 1 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 発達系歯科学(小児歯科学)基礎実習  | 1       |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)      | 2       |                |   |   |   |   |   | 2 |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅰ | 1       |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅱ | 1       |                |   |   |   |   |   |   | 1 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ          | 1       |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ          | 2       |                |   |   | 2 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
|                               |      | ◎ 歯冠修復保健工学Ⅲ          | 1       |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(インレー)            | 1    |                      |         |                |   | 1 |   |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅠ)           | 1    |                      |         |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅡ)           | 1    |                      |         |                |   |   | 1 |   |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅠ)           | 1    |                      |         |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅡ)           | 1    |                      |         |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |
| ◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅰ) | 1    |                      |         |                |   |   |   | 1 |   |   |   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |

〈口腔健康科学科 口腔工学プログラム〉

| 区分            | 科目区分 | 授業科目                          | 最低修得単位数 | 学年・セメスター別履修単位数 |   |    |    |    |    |   |    | 備考 |   |   |  |
|---------------|------|-------------------------------|---------|----------------|---|----|----|----|----|---|----|----|---|---|--|
|               |      |                               |         | 1              |   | 2  |    | 3  |    | 4 |    |    |   |   |  |
|               |      |                               |         | 1              | 2 | 3  | 4  | 5  | 6  | 7 | 8  |    |   |   |  |
| 専門教育科目        | 専門   | ◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅱ) | 1       |                |   |    |    | 1  |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 歯冠修復保健工学実習                  | 1       |                |   |    |    |    |    |   |    | 1  |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学(全部床義歯)             | 2       |                | 2 |    |    |    |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学(部分床義歯)             | 2       |                |   | 2  |    |    |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習(全部床義歯)           | 2       |                |   |    | 2  |    |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習(部分床義歯)           | 2       |                |   |    |    | 2  |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅠ)      | 1       |                |   |    |    |    | 1  |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅡ)      | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習(インプラント上部構造)      | 1       |                |   |    |    |    |    |   | 1  |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 有床義歯保健工学実習                  | 1       |                |   |    |    |    |    |   |    |    |   | 1 |  |
|               | 科 目  | ◎ 審美歯科学                       | 1       |                |   | 1  |    |    |    |   |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ メディカルデザイン工学実習               | 1       |                |   |    |    |    |    |   |    |    |   | 1 |  |
|               |      | ◎ オーラルプロセス工学実習                | 1       |                |   |    |    |    |    |   |    |    |   | 1 |  |
|               |      | ◎ 口腔保健工学臨床的実習                 | 13      |                |   |    |    |    |    | 1 | 6  | 6  |   |   |  |
|               |      | ◎ メディカルデザイン工学Ⅰ                | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ メディカルデザイン工学Ⅱ                | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 災害医療・歯科法医学                  | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学             | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
|               |      | ◎ 卒業研究                        | 9       |                |   |    |    |    |    |   | 6  | 2  | 1 |   |  |
|               |      | ◎ 夏季特別実習                      | 1       |                |   |    |    |    |    | 1 |    |    |   |   |  |
| ◎ リサーチスタートアップ | 1    |                               |         |                | 1 |    |    |    |    |   |    |    |   |   |  |
| ◎ 実践専門英語      | 2    |                               |         |                |   |    |    | 2  |    |   |    |    |   |   |  |
| 合 計           |      |                               | 113     | 2              | 6 | 28 | 17 | 24 | 16 | 8 | 12 |    |   |   |  |

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 153単位

|               |      |          |       |
|---------------|------|----------|-------|
| 教養教育科目        |      | 専門教育科目   |       |
| 平和科目          | 2単位  | 専門基礎科目   | 23単位  |
| 大学教育基礎科目      | 4単位  | 専門科目     | 90単位  |
| 共通科目          |      |          |       |
| 領域科目          | 8単位  |          |       |
| 外国語科目         |      |          |       |
| 英語            | 6単位  |          |       |
| 初修外国語         | 4単位  |          |       |
| 情報・データサイエンス科目 | 4単位  |          |       |
| 健康スポーツ科目      | 2単位  |          |       |
| 基盤科目          | 10単位 |          |       |
| 教養教育科目小計      | 40単位 | 専門教育科目小計 | 113単位 |



## Ⅱ 教 育 課 程

### 2 歯学科関係の取扱い

○広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

(平成 17 年 3 月 20 日学部長決裁)

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 1 年次の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則別表第 1(以下「別表第 1」という。)及び広島大学歯学部細則別表第 2(以下「別表第 2」という。)で定める卒業要件単位のうち、第 1 年次に次の単位を修得しなければ、第 2 年次の専門教育科目の授業科目を履修することができない。

大学教育基礎科目

教養ゼミ 2 単位

共通科目

外国語科目 7 単位(コミュニケーション演習は含まない。)

領域科目、情報・データサイエンス科目及び健康スポーツ科目 4 単位

基盤科目

必修科目 6 単位

選択必修科目 4 単位

専門教育科目

解剖学 2 単位

解剖学実習 I 2 単位

解剖学実習 II 2 単位

3 第 2 年次から第 5 年次の授業科目の履修について

別表第 2 で定める卒業要件単位のうち、各年次で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合は、次年次の授業科目を履修することができない。

4 特別試験について

(1) 各年次で修得すべき授業科目の不足数が 4 科目以内の場合は、広島大学大学院医系科学研究科の歯学部併任の教員及び広島大学病院の歯科領域の専任の教員に限り、学年末に特別試験を行うことがある。

(2) 特別試験の成績評価は、可又は不可とする。

5 臨床実習の履修について

第 5 年次第 2 タームまでに所定の単位を修得していない場合は、臨床実習を履修することができない。

附 則

1 この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年以前に入学した学生については、この取扱いの規定にかかわらず、広島大学歯学部教育課程の履修方法についてによる。

附 則(平成 18.3.6 及び平成 18.3.20 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年以前に入学した学生の、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める授業科目の履修については、この取扱いの規定にかかわらず、広島大学歯学部教育課程の履修方法についてによる。

附 則(平成 20.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21.2.5 一部改正)

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22.2. 一部改正)

この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23.3.3 一部改正)

この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24.3.8 一部改正)

この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26.9.11 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28.3.3 一部改正)

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31.3.5 一部改正)

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元.8.30 一部改正)

この取扱いは、令和元年 8 月 30 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元.9.12 一部改正)

この取扱いは、令和元年 9 月 12 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
  - (1) 大学教育基礎科目 0 単位
  - (2) 共通科目
    - 領域科目 8 単位以内
    - 外国語科目 10 単位以内
    - 英語 6 単位以内
    - 初修外国語 4 単位以内
    - 情報・データサイエンス科目 4 単位以内
    - 健康スポーツ科目 2 単位以内
  - (3) 基盤科目 10 単位以内
  - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年以前に入学した学生については、この取扱いの規定にかかわらず、広島大学既修得単位などの認定に関する細則の歯学部における取り扱いについてによる。

附 則(平成 18.3.20 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28.4.14 一部改正)

この取扱いは、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31.3.5 一部改正)

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3.3.4 一部改正)

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## ○講座配属制のマッチング方法と学生発表会について

平成 31 年 3 月 19 日

歯学部教授会承認

歯学科コース制は、平成 30 年度まで「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」の 2 コース選択となっていました。研究教育のさらなる充実化のため平成 31 年度から新しいシステムになります。

これまでは「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」に分かれた上で、さらに基礎系研究室、臨床系研究室のうち 1 つに配属されていましたが、新システムでは 2 コース選択とせず、最初から全研究室のうちいずれか 1 つに所属します。これにより、配属研究室の選択が簡略化されるとともに、1 つの研究室で一貫した研究を行えるようになります。

従来、「臨床歯科医学コース」のみで行われていた臨床歯科医学総合演習及び各種特論は、全員を対象に行います。一方、「臨床歯科医学コース」の各演習・実習科目は、配属された研究室でそれぞれ特徴のある教育として受けていただくこととなります。

### 1 講座配属制のマッチング方法について

- (1) 歯学研究特論(3 年第 1 及び第 2 ターム)で制度の説明及び全研究室の講義を行う。
- (2) 各研究室は受入れ可能最大人数及び国際歯学コース学生の Thesis 研究の受入れ可能な人数を学生支援グループへ提出する(原則として最少 1 名とする)。
- (3) 学生支援グループは歯学科 3 年次の学年代表に受入れ人数を提示し、調整を依頼する。
- (4) 歯学科 3 年次の学年代表は各研究室の受入れ人数について、原則として最少 1 名となるように調整を行い、学生同士で協議して研究室を決定する。  
なお、学生同士の協議で決まらなかった場合は、くじ又は GPA 等を用いて決めることができる。
- (5) 歯学部長室会議、歯学部教授会の順に承認を受ける。

### 2 学生発表会について

- (1) 口頭発表及びポスター発表(2 会場)で進行
- (2) 1 グループ 2~3 人で発表
- (3) 座長は世話講座教授で輪番制とする。

#### 附 則

この取り扱いは、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

#### 附 則 (令和 3.2.9 一部改正)

この取り扱いは、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ

平成 29 年 9 月 14 日

学部長決裁

第 1 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 CBT(以下「CBT」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 CBT 本試験の IRT 標準スコアが 480 未満の者は、CBT 再試験を受験するものとする。

第 3 CBT 再試験の IRT 標準スコアが 480 未満の者は、総合歯科医療学Ⅲの単位を与えない。

第 4 第 2 にかかわらず、CBT 本試験又は CBT 追試験の IRT 標準スコアが 480 未満かつ正答率が 70%未満の者を再試験の対象とする。

第 5 第 3 にかかわらず、CBT 再試験の IRT 標準スコアが 480 未満かつ CBT 再試験の正答率が 70%未満の者には総合歯科医療学Ⅲの単位を与えない。

附 則

1 この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 共用試験(歯学 CBT 及び歯学 OSCE)の成績の取扱いに関する申合せ(平成 25 年 11 月 14 日学部長決裁)は、廃止する。

附 則(令和元年 12 月 12 日 一部改正)

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 4 日 一部改正)

1 この申合せは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度以前に歯学系 CBT を受験する者の広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せについては、この申合せによる改正後の広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ

平成 29 年 9 月 14 日

学部長決裁

- 第 1 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 OSCE(以下「OSCE」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 OSCE 本試験をやむを得ない理由により受験できなかった者は、OSCE 追試験を行う。
- 第 3 OSCE 本試験の総得点が 60%未満又は概略評定が 3 点未満の者は、OSCE 再試験を行う。
- 第 4 OSCE 追試験の結果が不合格の者は、OSCE 再試験を行う。
- 第 5 OSCE 追試験又は OSCE 再試験に合格した者は、OSCE 本試験に合格した者とみなす。
- 第 6 OSCE 再試験の結果が不合格の者は、総合歯科医療学Ⅲの単位を与えない。

附 則

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 12 日 一部改正)

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 4 日 一部改正)

- 1 この申合せは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に歯学系 OSCE を受験する者の広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せについては、この申合せによる改正後の広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せにかかわらず、なお従前の例による。



○広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX)に関する申合せ

令和3年3月4日  
学部長決裁

第1 この申合せは、本学部の歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX)(以下「Post-CC PX」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 Post-CC PXの臨床実施試験(CPX)又は一斉技能試験(CSX)が不合格の者に対し、それぞれ再試験を行う。

第3 Post-CC PXの臨床実施試験(CPX)において、臨床実習終了時に不十分と判定された項目が残っている者には、臨床実習の単位を与えない。

第4 Post-CC PXの一斉技能試験(CSX)において、臨床実習終了時に不合格の者には、臨床実習の単位を与えない。

#### 附 則

1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

2 広島大学歯学部 歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC OSCE)に関する申合せ(令和元年12月12日学部長決裁)は、廃止する。

## Ⅱ 教 育 課 程

### 3 口腔健康科学科の取扱い

○広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

- 1 この扱いは、広島大学歯学部細則の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 第 2 学年の授業科目の履修について
  - (1) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数のうち、第 3、第 4 セメスター開講の科目以外で未習得の科目のある者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

ただし、不合格科目が 2 科目以内で、第 2 学年以降に履修の見込みがあると認めた場合は、第 2 学年の授業科目の履修を許可することがある。
  - (2) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 1 学年末で未修得の者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
- 3 第 3 学年の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 学年末で未修得の者は、第 3 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
- 4 「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」の履修について

第 3 学年の第 5 セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
- 5 第 4 学年の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)に定める第 3 学年までに修得すべき授業科目の単位を未習得の者は、第 4 学年の「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
- 6 口腔保健学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について
  - (1) 口腔保健学専攻の学生は、口腔保健学専攻教育課程の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を修了することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。
  - (2) 第 6 セメスター以降の履修について
    - ① 第 5 セメスター終了時点での通算 GPA が、原則 55 以上でなければ、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第 6 セメスター以降の科目を履修することができない。

- ② 第5 Semesterまでに所定の単位(歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2)及び別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」)を未修得の者は、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6 Semester(※)以降の科目を履修することができない。
- ③ 第6 Semesterまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6 Semester(※)までの単位)を未修得の者は、「基礎看護学臨床実習(養護教諭)」を履修することができない。
- ④ 第6 Semesterまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6 Semesterまでの単位)を未修得の者は、第7 Semesterの「養護実習」,「養護実習指導論」を履修することができない。
- ⑤ 第7 Semesterまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第7 Semesterまでの単位)を未修得の者は、第8 Semesterの「教職実践演習(養護教諭)」を履修することができない。

ただし、第6 Semester開講の「教職に関する科目」は除く。

#### 7 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員(兼担教員を含む。)の指導によるものとする。

#### 8 特別試験について

この取扱い2及び3により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第5 Semesterの科目については、特別試験を行わない。

なお、各科目の特別試験は原則として年1回のみ実施する。

#### 9 その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

##### 附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成18.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成18年3月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

##### 附 則(平成18.3.20 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第20条に基づく口腔保健学科の履修方法の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

##### 附 則(平成21.3.19 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成 20 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 20 条に基づく口腔健康科学科の履修方法の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23.3.19 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 20 条に基づく口腔健康科学科の履修方法の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25.1.10 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 20 条に基づく口腔健康科学科の履修方法の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27.12.10 一部改正)

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28.3.3 一部改正)

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30.3.19 一部改正)

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31.3.5 一部改正)

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3.3.4 一部改正)

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**養護教諭一種免許取得に必要な履修科目**  
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

| 科目の区分                      |   | 科目名           | 合計必要<br>単位数 | 履修年次 | 履修登録<br>の必要 | 備考  |
|----------------------------|---|---------------|-------------|------|-------------|---|
| 教育職員免許法施行規則第六十六の六に定める科目    | 日本国憲法   | 日本国憲法         | 2           | 1    | ○           | 教養教育科目の領域科目。                                    |
|                            | 体育  | 健康スポーツ科学      | 2           | 1    | ○           | いずれかの科目を履修し、<br>2単位以上修得すること。                    |
|                            |   | スポーツ実習A       |             |      |             |   |
|                            |   | スポーツ実習B       |             |      |             |   |
|                            |   | スポーツ演習        |             |      |             |   |
|                            | 外国語コミュニケーション                                  | コミュニケーションIA   | 2           | 1    | ×           | 教員免許取得に際しては2単位で足りるが、口腔保健学専攻を卒業するには全て単位を取る必要がある。 |
|                            |   | コミュニケーションIB   |             |      |             |   |
|                            |   | コミュニケーションIIA  |             |      |             |   |
|                            |   | コミュニケーションIIB  |             |      |             |   |
|                            | 情報機器の操作                                       | 情報・データ科学入門    | 2           | 1    | ○           | いずれかの科目を履修し、<br>2単位以上修得すること。                    |
| 情報活用演習                     |   |               |             |      |             |   |
| 合計単位数                      |   |               | 8           |      |             |   |
| 教育の基礎的理解に関する科目             | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 教育の思想と原理      | 2           | 1~3  | ○           |   |
|                            | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            | 教職入門          | 2           |      | ○           |   |
|                            | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育と社会・制度      | 2           |      | ○           |   |
|                            | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | 児童・青年期発達論     | 2           |      | ○           |   |
|                            | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | 特別支援教育        | 1           |      | ○           | 偶数年度(西暦)開講                                      |
|                            | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | 教育課程論         | 2           |      | ○           |   |
| び道生徒、指導、総合的、教育学習相談の等に関する内容 | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容                      | 道徳教育指導法       | 2           | ○    | 奇数年度(西暦)開講  |   |
|                            |   | 総合的な学習の時間の指導法 | 1           | ○    | 奇数年度(西暦)開講  |   |
|                            |   | 特別活動指導法       | 2           | ○    | 偶数年度(西暦)開講  |   |
|                            | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    | 教育方法・技術論      | 2           | ○    |             |   |
|                            | 生徒指導の理論及び方法                                   | 生徒・進路指導論      | 2           | ○    |             |   |
|                            | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)                   | 教育相談          | 2           | ○    |             |   |
| 関教する実践目に                   | 養護実習<br>[養護実習に係る事前事後指導1単位を含む]                 | 養護実習指導論       | 5           | 4    | ○           |   |
|                            |   | 養護実習          |             | 4    | ○           |   |
|                            | 教職実践演習  | 教職実践演習(養護教諭)  | 2           | 4    | ○           |   |
| 合計単位数                      |   |               | 29          |      |             |   |

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目  
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

| 科目の区分    |                     | 科目名              | 合計必要<br>単位数 | 履修年次 | 履修登録<br>の必要 | 備考 |
|----------|---------------------|------------------|-------------|------|-------------|----|
| 養護に関する科目 | 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。) | 口腔衛生学            | 2           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 衛生学・口腔衛生学実習      | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 社会歯科学            | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 衛生行政             | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 衛生学・公衆衛生学        | 1           | 2    | ×           |    |
|          | 学校保健                | 口腔保健教育学          | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 学校歯科保健教育論        | 1           | 3    | ×           |    |
|          |                     | 学校保健演習Ⅰ          | 1           | 3    | ○           |    |
|          |                     | 学校保健演習Ⅱ          | 1           | 3    | ○           |    |
|          |                     | スポーツ歯科・顎関節症保健学   | 1           | 3    | ×           |    |
|          | 養護概説                | 養護概説             | 2           | 3    | ○           |    |
|          | 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 | 臨床心理学            | 1           | 3    | ×           |    |
|          |                     | 口腔保健カウンセリング実習    | 1           | 3    | ×           |    |
|          |                     | 健康相談             | 1           | 3    | ○           |    |
|          | 栄養学(食品学を含む。)        | 基礎栄養化学           | 2           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 栄養指導学演習(食品学を含む。) | 1           | 2    | ×           |    |
|          | 解剖学・生理学             | 解剖学・口腔解剖学        | 2           | 1    | ×           |    |
|          |                     | 歯の形態学            | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 口腔科学基礎           | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 生理学・口腔生理学        | 2           | 1    | ×           |    |
|          | 「微生物学、免疫学、薬理概論」     | 病理学・口腔病理学        | 2           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 薬理学・歯科薬理学        | 2           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 微生物学・口腔微生物学      | 2           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 免疫学              | 1           | 2    | ×           |    |
|          | 精神保健                | 精神科学             | 1           | 3    | ○           |    |
|          |                     | 精神保健学            | 1           | 3    | ○           |    |
|          | 看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) | 総合医科学            | 2           | 3    | ×           |    |
|          |                     | 看護学Ⅰ             | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 看護学ⅡA            | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 看護学ⅡB            | 1           | 2    | ×           |    |
|          |                     | 看護学Ⅲ             | 2           | 3    | ○           |    |
|          |                     | 看護学演習            | 1           | 2    | ○           |    |
|          |                     | 基礎看護学臨床実習(養護教諭)  | 1           | 3    | ○           |    |
| 小児科学     |                     | 1                | 3           | ○    |             |    |
| 合計単位数    |                     |                  | 44          |      |             |    |

※「履修登録の必要性」欄の○は学生自身で履修登録が必要であることを、×は必要ないことを表す(×の科目は口腔保健学専攻の必修科目であるため)。ただし○の科目であっても、再履修の場合は学生自身による履修登録が必要である。

○広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
  - (1) 大学教育基礎科目 0 単位
  - (2) 共通科目  
領域科目  
口腔保健学プログラム 8 単位以内  
口腔工学プログラム 2 単位以内  
外国語科目 10 単位以内  
英語 6 単位以内  
初修外国語 4 単位以内  
情報・データサイエンス科目 4 単位以内  
健康スポーツ科目 2 単位以内
  - (3) 基盤科目  
口腔保健学プログラム 8 単位以内  
口腔工学プログラム 10 単位以内
  - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

附 則

この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18.3.20 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔保健学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21.3.19 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22.3. 一部改正)



- 1 この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23.3.19 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26.3.6 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28.4.14 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29.3.6 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30.3.19 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則第 14 条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31.3.5 一部改正)

- 1 この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学部細則に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3.3.4 一部改正)

- 1 この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生については、この取扱いによる改正後の広島大学歯学

部細則に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

## Ⅱ 教 育 課 程

### 4 その他の取扱い (歯学科・口腔健康科学科共通)

○広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

(平成 29 年 1 月 12 日学部長決裁)

- 1 広島大学歯学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士(歯学)又は学士(口腔健康科学)の学位を授与する。
- 2 口腔健康科学科における卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。  
(卒業論文の評価基準)
- 3 論文の審査項目
  - (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
  - (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
  - (3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。
  - (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○歯学部期末試験実施要項

(平成 20 年 9 月 11 日学部長会議)

- 1 試験期日について
  - (1) 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができる。
  - (2) 試験開始 1 週間前までに告示を行う。
- 2 試験の実施方法について
  - (1) 試験は、授業の実施方法に同じ、対面又はオンラインのいずれかの方法により行う。
  - (2) オンラインで実施する場合は、インターネット環境等により受験者間に不公平が生じることのないように留意する。
- 3 対面による試験について  
[A] 試験実施について
  - (1) 受験にあたっては学生証を机上に置かせる。なお、学生証を持参していない場合は、学生支援グループで受験証明書を発行する。
  - (2) 受験に必要なもの以外は、机上に置かないよう指示する。
  - (3) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行う。
  - (4) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した場合は、受験を認めない。
  - (5) 試験開始後 30 分経過するまでは、退室を許可しない。
- [B] 試験監督者について
  - (1) 受験者 50 名までは、原則として当該授業科目の担当教員が監督を行う。
  - (2) 受験者 50 名を超える場合には、原則として受験者 50 名につき補助監督者 1 名を増やす。
- [C] 不正行為について
  - (1) 当該試験監督者は、試験中に不正行為を発見した場合には、答案用紙及び証拠物件を取り上げ、当該学生にその試験終了後に、学生支援グループに出頭するよう申し渡し退室させる。その際に、出頭しない場合には不利益を受けることがある旨を伝える。
  - (2) 当該試験監督者は、試験終了後、当該学生との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。なお、当該試験監督者が当該授業科目の担当教員でない場合、当該授業科目の担当教員は必ずこの確認作業に加わる。
  - (3) 上記以外で不正行為を発見した場合には、当該授業科目の担当教員は、副学部長

等立ち会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。

- (4) 当該試験監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させる。
- (5) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告する。
- (6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、期末試験等における不正行為の取扱いについて（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）により取り扱う。

#### 4 オンラインによる試験について

##### [A] 試験実施について

- (1) 試験実施にあたっては、本人確認の意味も含め、学生 ID を用いてログインするツールを使用することが望ましい。
- (2) 試験開始前に、受験者の周囲に人がいないことを確認させる。
- (3) 受験に必要なもの以外は、受験者の周囲に置かないよう指示する。
- (4) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行う。
- (5) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した者については、受験を認めない。

##### [B] 試験監督者について

- (1) 原則として当該授業科目の担当教員が監督する。
- (2) 当該授業科目の担当教員は、必要に応じて、補助監督者を 1 名以上置くことができる。

##### [C] 不正行為について

- (1) 答案の採点中に不正行為を発見した場合には、当該授業科目の担当教員は、副学部長等立ち会いの上、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認する。
- (2) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告するものとする。
- (3) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、期末試験等における不正行為の取扱いについて（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）により取り扱う。

附 則（平成 20.9.11 一部改正）

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26.5.30 一部改正）

この申合せは、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2.6.16 一部改正）

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### ○ 期末試験等における不正行為の取扱いについて

（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）

改正

平成 18 年 3 月 14 日 一部改正 平成 28 年 3 月 10 日 一部改正 平成 30 年 3 月 9 日 一部改正

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
- (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則（平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号）により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

（注）（平成 18 年 3 月 14 日 一部改正）

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成 28 年 3 月 10 日 一部改正）

- この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 9 日 一部改正）

- この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○ 広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い

平成 19 年 1 月 11 日  
学部長決裁

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）の規定に基づき、広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

2 追試験について

追試験の受験回数は 1 回とし、当該学生が受けることができなかつた事由が消滅した後、すみやかに当該授業主(又は責任)担当教員に届け出ること。届出があつたものに対しては、追試験を行うことがある。追試験が認められた場合、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日(ただし、次のセメスター開始まで)について定め、実施するものとする。

なお、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とする。

3 再試験について

再試験の受験回数は原則として 1 回とし、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定め、成績確定日までに行うものとする。

なお、再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、可及び不可の 2 段階とする。

4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし、再試験及び追試験実施日に、広島大学歯学部細則に記載する事項が成立する場合は認めることがある(実施手続きは上記 2 項に準ずる。)

5 試験期間について

科目試験(定期試験)は、次の期間に行う。

原則、講義最終日の翌週まで

追試験・再試験は、次の期間に行う。

前期：原則として、8 月の成績確定日まで

後期：原則として、2 月の成績確定日まで

6 特別試験について

広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合、特別試験を行う。

歯学科においては、学年末(原則 3 月の成績確定日まで)に行う。

口腔健康科学科においては、第 2 学年、第 3 学年の前期末(原則 9 月上旬の成績確定日まで)に行う。

特別試験の実施については、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

附 則

1 この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前に入学した学生についてもこの取扱いを適用する。ただし、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、優、良、可及び不可の 4 段階とする。また、再試験の受験回数については定めない。

附 則(平成 20.9.11 一部改正)

この取扱いは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25.1.10 一部改正)

この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26.5.30 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3.3.4 一部改正)

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規  
 （平成12年9月14日広島大学歯学部制定）

| 対象学部・学科            | 夜間授業時間帯に開設する授業科目 |                    | 昼間授業時間帯に開設する授業科目 | 備考 |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|----|
|                    | 外国語科目            | 外国語科目以外の<br>教養教育科目 |                  |    |
| 歯学部<br>全学科<br>1年次生 | 不可               | 不可                 | 可                |    |
| 全学科<br>2年次生以上      | 可                | 可                  | 可                |    |

（注1）可は、当該科目を受講できることを示す。

（注2）転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

（注3）学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

（注4）平成28年度から適用する。

（趣旨）

第1条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学（私費の場合も含む。）した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（外国の研修機関）

第2条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

（単位認定の手続）

第3条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

第4条 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

第5条 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後1か月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

（単位の認定）

第6条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

第7条 認定できる単位数は、4単位までとする。

（研修の総時間数）

第8条 研修の総時間数は、最低30時間を満たさなくてはならない。

附 則

この内規は、平成12年9月14日から施行する。

放送大学との単位互換について(申合せ)

平成 21 年 3 月 19 日

学部長決裁

歯学部が、放送大学で履修した授業科目及び履修した単位を以下のとおり取り扱う。

- 1 履修できる授業科目の範囲について  
放送大学で開講されるすべての授業科目の履修を認める。
- 2 認定単位数について

放送大学で履修した単位は既修得単位の一部と見なし、認定できる単位数は「広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い」又は「広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い」を適用する。

ただし、語学の認定単位数は 1 単位として認定し(放送大学は 2 単位)、単位認定の申請は随時可能とする。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3.1.14 一部改正)

この申合せは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

(平成 19 年 6 月 14 日学部長決裁)

- 第 1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第 2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューターへの許可を得た上で、当該授業科目の担当教員(以下「担当教員」という。)に事前にその旨を申し出る。
- 第 3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第 4 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができ  
る。
- 第 5 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第 6 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要について担当教員へ報告する。
- 第 7 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。

附 則

1 この取扱いは、平成 19 年 6 月 14 日から施行する。

2 課外活動にかかる欠席届の取扱いについて(申合せ 平成 15 年 1 月 16 日付)は廃止する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日 一部改正)

この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日 一部改正)

この取扱いは、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。



○学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

(平成19年7月12日学部長決裁)

第1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取扱いによるものとする。

第2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊費を負担するものとする。

第3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、授業の欠席を許可することがある。

第4 第3において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前  
にその旨を説明し、内諾を得るものとする。

第5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で  
出席扱いとすることができる。

第6 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかにその活動概要について担当教員へ報  
告する。

附 則

この取扱いは、平成19年7月12日から施行する。

附 則(平成24年3月19日 一部改正)

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月30日 一部改正)

この取扱いは、平成26年6月1日から施行する。

○歯学部講義室等の使用について

平成20年9月11日  
教授会承認

(趣旨)

第1 この取扱いは、歯学部の次の講義室等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 講義室(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 大)
- (2) 実習室(1, 2, 3, 4)
- (3) デンタルスキルラボ(1, 2, 3, 4)
- (4) チュートリアル室(11, 12, 13, 14, 21, 22, 31, 32, 41, 42)
- (5) ミーティングルーム(1, 2, 3, 4)
- (6) ダイバーシティエリア
- (7) 多目的室
- (8) グループ学習室(1, 2, 3, 4, 5)
- (9) 更衣室(207, 208, 2005, 2006)

2 前項第1号から第5号までの施設は教員が使用することを基本とする。前項第6号から第9号までの施設は学生が使用することを基本とする。

(使用時間)

第2 教員が講義室等を使用できる時間は平日午前7時30分から午後10時までとする。

2 学生が前条第1項第8号及び9号に定める施設を使用できる時間は平日午前7時30分から午後10時まで、前条第1項第6号に定める施設を使用できる時間は平日午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、清掃時間帯は退去する。学生が前条第1項第1号から5号に定める施設を無断で使用することは許可しない。ただし、学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前条第7号の施設の使用時間等は、別に定める。

(使用手続)

第3 教員が講義室等を使用する場合は、事前に震地区運営支援部学生支援グループに電話等で使用状況を確認し予約する。

2 学会・研究会等で学外者が参加して使用する場合は、1か月前までに震地区運営支援部財務グループに広島大学施設等一時使用申請書を提出し許可を得る。

(鍵の授受)

第4 講義室等の解錠及び施錠は使用者が行う。ただし、授業期の講義室については平日午前7時30分から午後6時30分の間は解錠及び施錠を要しない。

2 講義室等の鍵は震地区運営支援部総務グループで保管し、使用者の申し出によりその都度貸与する。ただし、職員の勤務時間外に使用する場合は鍵の授受は、防災センターとする。(使用の取消等)

第5 すでに使用の許可を得ていた場合も、公的行事等で当該場所の使用の必要が生じた場合

は、使用条件の変更又は使用許可の取り消すことがある。

(遵守事項)

第6 使用条件は次のとおりとする。

- (1) 使用目的以外で使用した場合は、以後の使用は許可しない。
- (2) 故意又は過失により施設・備品等を破損・汚損又は紛失した時は、その損害を弁償しなければならぬ。
- (3) 講義室等の使用後は消灯及び清掃を行い、現状復帰すること。現状復帰が行われなかった場合は、以後の使用を許可しない。室内に放置された私物は廃棄する。
- (4) 第1 第1 項第6 号から9 号に定める施設は清掃業者による清掃を毎日行う。清掃時間帯には、全員室内から退去する。指定場所以外に放置された私物は定期的に廃棄する。第1 第1 項第1 号から5 号に定める施設については、清掃業者による清掃を定期的に行う。
- (5) 講義室等での水分補給は、蓋付容器に入った飲料以外は許可しない。
- (6) 講義室等での食事は許可しないが、第1 第1 項第1 号及び6 号に定める施設における授業時間外の軽食は許可する。ただし、学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (7) 本規則を遵守しない者、管理者の指示に従わない者は、以後の使用を許可しない。

附 則

この取扱いは、平成20 年9 月11 日から施行する。

附 則(平成 30.6.14 一部改正)

この取扱いは、平成30 年6 月14 日から施行する。

附 則(令和 3.3.4 一部改正)

この取扱いは、令和3 年4 月1 日から施行する。

(目的)

第1 条 この内規は、広島大学歯学部学生に意欲的な学生生活を送るための動機付けを与え、とともに、歯学部の一層の活性化を図る一助とするための表彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2 条 表彰は、次の各号の一に該当する歯学部の学生個人又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があつたと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3 号と同等以上の表彰に値する行為等があつたと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3 条 チューター、顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認めるものがあるときは、歯学部長に推薦することができる。

(表彰候補者の審議)

第4 条 歯学部長は、前条の推薦があつたときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5 条 表彰は、歯学部長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6 条 表彰は、原則として新入生ガイダンスの日又は歯学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7 条 被表彰者は、歯学部内に公表する。

(事務)

第8 条 学生の表彰に関する事務は、震地区運営支援部学生支援室グループ(歯学部担当)において処理する。

(雑則)

第9 条 この内規に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成21 年4 月1 日から施行する。

附 則(平成 26.5.30 一部改正)

この内規は、平成26 年6 月1 日から施行する。

広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ

平成15年12月25日  
教 授 会 承 認

広島大学歯学部学生表彰内規に関する申合せ

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡又は卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行つた行為が死亡又は卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学歯学部学生表彰内規（以下「内規」という。）第1条及び第2条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

内規第3条に定める表彰候補者の推薦は、別紙様式の学生表彰候補者推薦書により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された者に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

4 表彰の方法について

- (1) 内規第5条により授与される表彰の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与することができるものとする（例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。）。

5 表彰の公表について

内規第7条による表彰を受けた者の公表は、歯学部ホームページへの掲載及び歯学部内掲示板等への掲示等適宜の方法により行うものとする。

6 表彰の基準について

- (1) 学術研究活動に関する表彰について  
成績優秀者を表彰の対象とするものとする。
- (2) 課外活動に関する表彰について  
ア 体育系  
体育系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができ、一応の目安として「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」

以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会、国民体育大会、日本選手権等の権威ある競技会に出場した者
- 体育活動で全国規模の競技会での入賞者及びそれに準じる者
- 体育活動でブロック規模（西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会）の競技会での優勝者及びそれに準じる者

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができ、一応の目安として「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

- 芸術・文化活動で権威ある国際レベル若しくは国内最高レベルのコンクール等に出場した者
- 芸術・文化活動で全国規模のコンクール等での高い評価を得た者及びそれに準じる者
- 芸術・文化活動でブロック規模（西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会）のコンクール等での最も高い評価を得た者及びそれに準じる者

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、歯学部学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

7 この申合せは、平成15年12月25日から施行する。

(目的)

第1条 この内規は、広島大学歯学部在学中の学生の活動に対し、長年の功勞に報いる顕彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の基準)

第2条 顕彰は、次の各号の一に該当する歯学部の学生個人について行う。

- (1) 卒業年次の各学科・専攻の学年代表のうち、顕彰に値すると学部長が認めた者
- (2) その他前号と同等以上の顕彰に値する行為等があったと学部長が認めた者

(顕彰対象者の推薦)

第3条 チュートラー又は指導教員等は、第2項第2号に該当すると認めるとあるものと第4条学部長は、第2項第2号に該当すると認めるとあるものと

(顕彰候補者の審議)

第4条 学部長は、第2項第2号に該当する者又は第3項の推薦があったときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て顕彰者を決定する。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、学部長が顕彰状を授与することにより行う。

(顕彰の時期)

第6条 顕彰は、原則として歯学部学位記授与式の日に行う。

第7条 前項の規定にかかわらず、顕彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第8条 顕彰者は、歯学部内に公表する。

(事務)

第9条 学生の顕彰に関する事務は、霞地区運営支援部学生支援グループ(歯学部担当)において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、学生の顕彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年2月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学歯学部基金内規第3条第1項第1号に基づき、次の各号のいずれかに該当する学生(科目等履修生、国際歯学コースに在籍していない特別聴講学生及び研究学生を除く。)を対象として支給する広島大学歯学部学生支援金(以下「支援金」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広島大学歯学部在籍学生
- (2) 広島大学大学院在籍学生
- (3) 上記各号以外に学部長が支給対象と認める者

(目的)

第2条 支援金は、学業に専念できる環境の提供を目的とした経済支援を行うこととする。

(支給人数)

第3条 支援金の支給人数は、原則として各年度若干名とする。

(支給の資格)

第4条 本学学生で、次の各号を満たす者のうち、本人の願い出に基づき、選考の上決定する。  
(1) 経済的理由により学業に支障をきたしていること認められること

(2) 学業に意欲的な姿勢を持つ者であること

(支援金の額)

第5条 支援金は返済不要の給付型支援金とし、1名につき月額5万円を上限として支給する。

(支給期間)

第6条 支給期間は、受給学生として決定した当該年度の12か月又は6か月分とする。なお、継続して次年度に支給することを妨げない。

(支給方法)

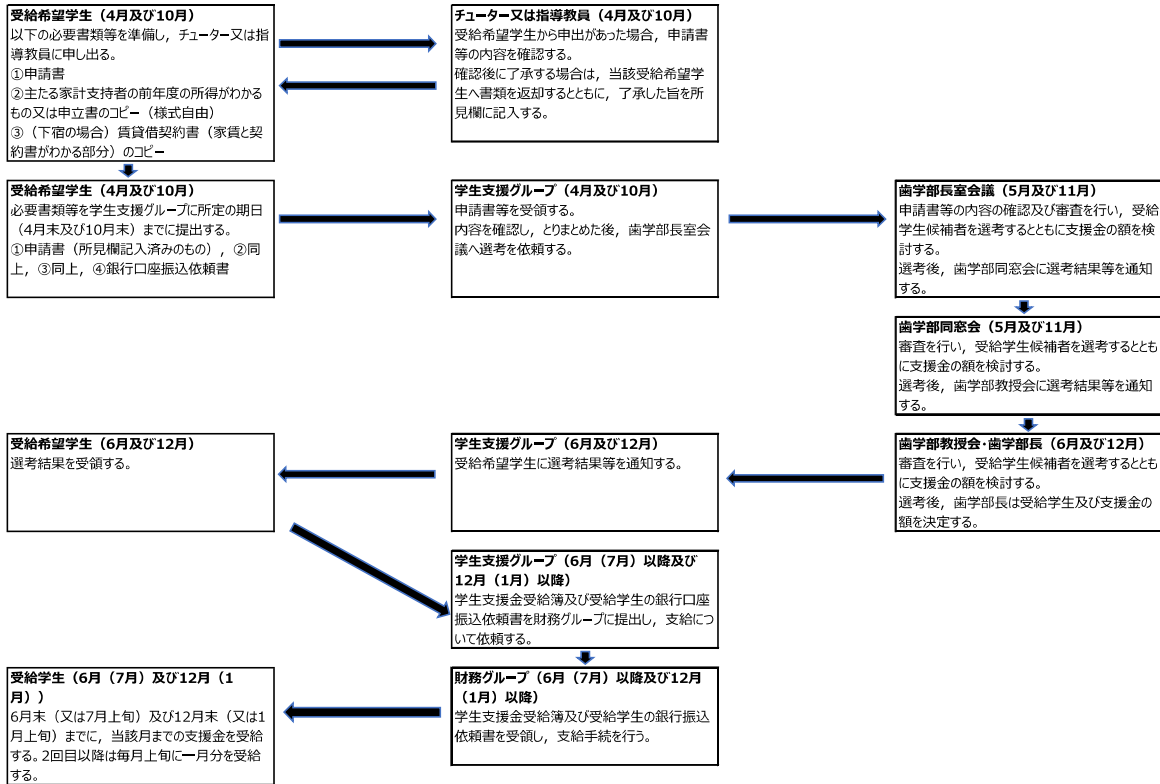
第7条 支援金は、本学部が別途指定する方法で、受給学生が指定する口座に振り込むことにより支給する。

(申請手続)

第8条 支援金を受けようとする者は、所定の期間内に、本学部が指定する次の書類を添え、学部長に提出するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 主たる家計支持者の前年度の所得がわかるもの又は申立書のコピー(様式自由)
- (3) (下宿の場合)賃貸借契約書(家賃と契約者がわかる部分)のコピー
- (4) 銀行口座振込依頼書

広島大学歯学部学生支援金内規 実施フロー（令和3年3月19日現在）



(選考等)

第9条 申請者の提出書類に基づいて歯学部長室会議で選考の上、学部長が受給学生を決定する。

2 選考結果は申請者全員に通知し、受給学生には支援金を支給する。

(受給学生の取消し)

第10条 学部長は、支援金の支給の開始前又は開始後に、受給学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給学生としての資格を取り消し、支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により受給学生となったことが判明した場合

(2) 休学、退学、転学、除籍、死亡又は懲戒処分となった場合

(3) 学業成績が不良であると認められる場合

(4) その他学部長が返還すべきと認めるとき

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日 一部改正)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

○広島大学歯学部学生国際交流支援金交付要領

(平成21年3月19日学部長決裁)

第1 広島大学歯学部学生国際交流支援金(以下「支援金」という。)は、広島大学歯学部(以下「歯学部」という。)に所属する学生(以下「学生」という。)及び歯学部留学する学生(以下「留学生」という。)に対し、次の各事業を行うことにより、国際交流及び国際的に活躍できる人材の育成に寄与することを目的とし、広島大学歯学部上村佐紀夫国際交流奨学金の援助により実施する。

第2 次の各号の事業を実施する。

- (1) 海外に短期留学する学生への支援
- (2) 海外から受け入れる短期留学生への支援
- (3) その他国際交流・国際協力・国際理解等に資する活動を海外で行う学生への支援

第3 申請期限、支給額等については、別に定める取扱いによる。

第4 支援金の交付は、別に定める取扱いによる。

第5 各事業に関する事務は、震地区運営支援部国際室において処理する。

第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21.3.19)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.5.28 一部改正)

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

国際交流支援金申請者の選考方法に関する取扱い

平成21年12月2日

学部長決裁

第1 この取扱いは、広島大学歯学部学生国際交流支援金(派遣留学生・国際交流等海外活動学生)申請者の選考方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 複数の申請者がいる場合には、以下の成績によって選考するものとする。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 学部の成績 (GPA) | 40点  |
| (2) TOEIC       | 40点  |
| (3) 申請書又は実施報告書  | 20点  |
| 合計              | 100点 |

なお、TOEFLR PBT等の検定試験の成績は、TOEICの得点に換算する。

第3 前(3)の「申請書又は実施報告書」の評価は、歯学部長室会議が行うものとする。

第4 支給額及び歯学科生と口腔健康科学科生の比率については、応募状況により歯学部長室会議で審査し、最終決定する。

附 則 (平成25.5.28 一部改正)

この取扱いは、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26.10.27 一部改正)

この取扱いは、平成26年10月27日から施行する。

附 則 (令和3.3.4 一部改正)

この取扱いは、令和3年3月4日から施行する。

成績評価に対する異議申立制度について

広島大学では、学生のみならず自らの成績評価に疑問を抱いた場合、まず授業担当教員に問い合わせ、教員から説明を受け、疑問を解消するというプロセスがあります。これに加え、説明を受けても十分に納得できない場合に学生への説明責任を果たすことを通じて成績評価の厳正さを高めるため、広島大学における全ての科目を対象とした「成績評価に対する異議申立制度」を導入しています。

申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。

ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

なお、該当科目の開講学部・研究科等が別途申立制度を定めている場合は、これに従うものとします。

1. 申立手続

「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口(以下の「4. 担当事務窓口(以下の一覧)を参照)に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目:

・教育推進グループ【総合科学部事務棟1F】

・東千田地区支援室(学生支援担当)

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室(学生支援担当)に申し出る。

(2) 大学院共通科目: 教育推進グループ【総合科学部事務棟1F】

(3) 専門教育科目

| 該当科目の開講学部/研究科等                   | 担当事務窓口                                 |
|----------------------------------|--|
| 総合科学部/総合科学部研究科                   | 総合科学系支援室(学士課程・大学院課程担当)                 |
| 文学部/文学研究科                        | 人文社会科学系支援室(文学事務室)                      |
| 教育学部/特別支援教育特別専攻科/教育学研究科          | 教育学系総括支援室(学士課程・大学院課程担当)                |
| 法学部/経済学部 夜間コース                   | 人文社会科学系支援室(法学・経済学事務室)                  |
| 社会科学部 夜間主コース                     | 東千田地区支援室(夜間学士課程・夜間大学院課程担当)             |
| 社会科学部 夜間主コース                     | 東千田地区支援室(夜間学士課程・夜間大学院課程担当)             |
| 理学部/理学研究科                        | 理学系支援室(学士課程・大学院課程担当)                   |
| 先端物質科学研究科                        | 理学系支援室(先端事務室)                          |
| 医学部 ※2/歯学部/薬学部/医歯薬保健学研究科/医系科学研究科 | 霞地区学生支援グループ(医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院課程担当) |
| 工学部/情報科学部/工学研究科                  | 工学系総括支援室(工学部担当・情報科学部担当・大学院課程担当)        |
| 生物生産学部/生物圏科学研究科                  | 生物学系総括支援室(学士課程・大学院課程担当)                |
| 国際協力研究科                          | 国際協力学系支援室(学生支援担当)                      |
| 人文学プログラム                         | 人文社会科学系支援室(文学事務室)                      |
| 法学・政治学プログラム                      | 人文社会科学系支援室(法学・経済学事務室)                  |
| 経済学プログラム                         | 人文社会科学系支援室(法学・経済学事務室)                  |
| マネジメントプログラム                      | 東千田地区支援室(夜間大学院課程担当)                    |
| 国際平和共生プログラム                      |  |
| 国際経済開発プログラム                      | 国際協力学系支援室(学生支援担当)                      |
| 国際教育開発プログラム                      | 国際協力学系支援室(学生支援担当)                      |
| 人間社会科学部                          |  |
| 人間総合科学プログラム                      | 総合科学系支援室(大学院課程担当)                      |
| 心理学プログラム                         |  |
| 教師教育デザイン学プログラム                   |  |
| 教育学プログラム                         | 教育学系総括支援室(大学院課程担当)                     |
| 日本語教育学プログラム                      |  |
| 教職開発プログラム                        |  |
| 実務法学プログラム ※2                     | 東千田地区支援室(法務研究科担当)                      |

別紙

成績評価に対する異議申立書

申立日： 年 月 日

|             |  |
|-------------|--|
| 所属学部・研究科等名称 |  |
| 学生番号        |  |
| 氏名          |  |

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

|           |       |
|-----------|-------|
| 開講年度      | 講義コード |
| 開講学部・研究科等 |       |
| 授業科目名     |       |
| 授業担当教員名   |       |
| 現在の成績評価   |       |
| 申立内容・理由   |       |

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書提出すること。
- ※ 回答は、原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口へ連絡すること。

| 該当科目の開講学部／研究科等     | 担当事務窓口               |
|--------------------|----------------------|
| 数学プログラム            | 理学系支援室(大学院課程担当)      |
| 物理学プログラム           |                      |
| 地球惑星システム学プログラム     |                      |
| 基礎化学プログラム          |                      |
| 量子物質科学プログラム        | 理学系支援室(先端事務室)        |
| 理工学融合プログラム         | 総合科学系支援室(大学院課程担当)    |
| 情報科学プログラム          | 工学系総括支援室(大学院課程担当)    |
| 応用化学プログラム          |                      |
| 化学工学プログラム          |                      |
| 電気システム制御プログラム      |                      |
| 機械工学プログラム          |                      |
| 輸送・環境システムプログラム     |                      |
| 建築学プログラム           |                      |
| 社会基盤環境工学プログラム      |                      |
| 生物工学プログラム          | 理学系支援室(先端事務室)        |
| 食品生命科学プログラム        | 生物学系総括支援室(大学院課程担当)   |
| 生物資源科学プログラム        |                      |
| 統合生命科学プログラム        | 総合科学系支援室(大学院課程担当)    |
| 生命環境総合科学プログラム      |                      |
| ※3 基礎生物学プログラム      | 理学系支援室(大学院課程担当)      |
| 数理生命科学プログラム        |                      |
| 生命医科学プログラム         |                      |
| 法務研究科 ※2           | 東千田地区支援室(法務研究科担当)    |
| 森戸国際高等教育学院         | 国際交流グループ【学生プラザ3F】    |
| トランスレーショナルリサーチセンター | 震地区学生支援グループ(大学院課程担当) |
| 上記に該当しない専門教育科目 ※1  | 教育推進グループ【学生プラザ3F】    |

- ※1 特定プログラムや大学院スキルアップ科目など、森戸国際高等教育学院・トランスレーショナルリサーチセンター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。
- ※2 別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。
- ※3 プログラム専門科目の場合、統合生命科学研究所学生便覧に掲載されている履修基準表で、当該科目が属する学位プログラムを確認し、上表の対応する担当事務窓口へ提出すること。研究科共通科目の場合は担当事務窓口のいずれかへ提出すること。



### Ⅲ 諸 規 則

省略

## IV 教員・配置図

# 歯学部授業担当 教員名簿

令和3年4月1日時点

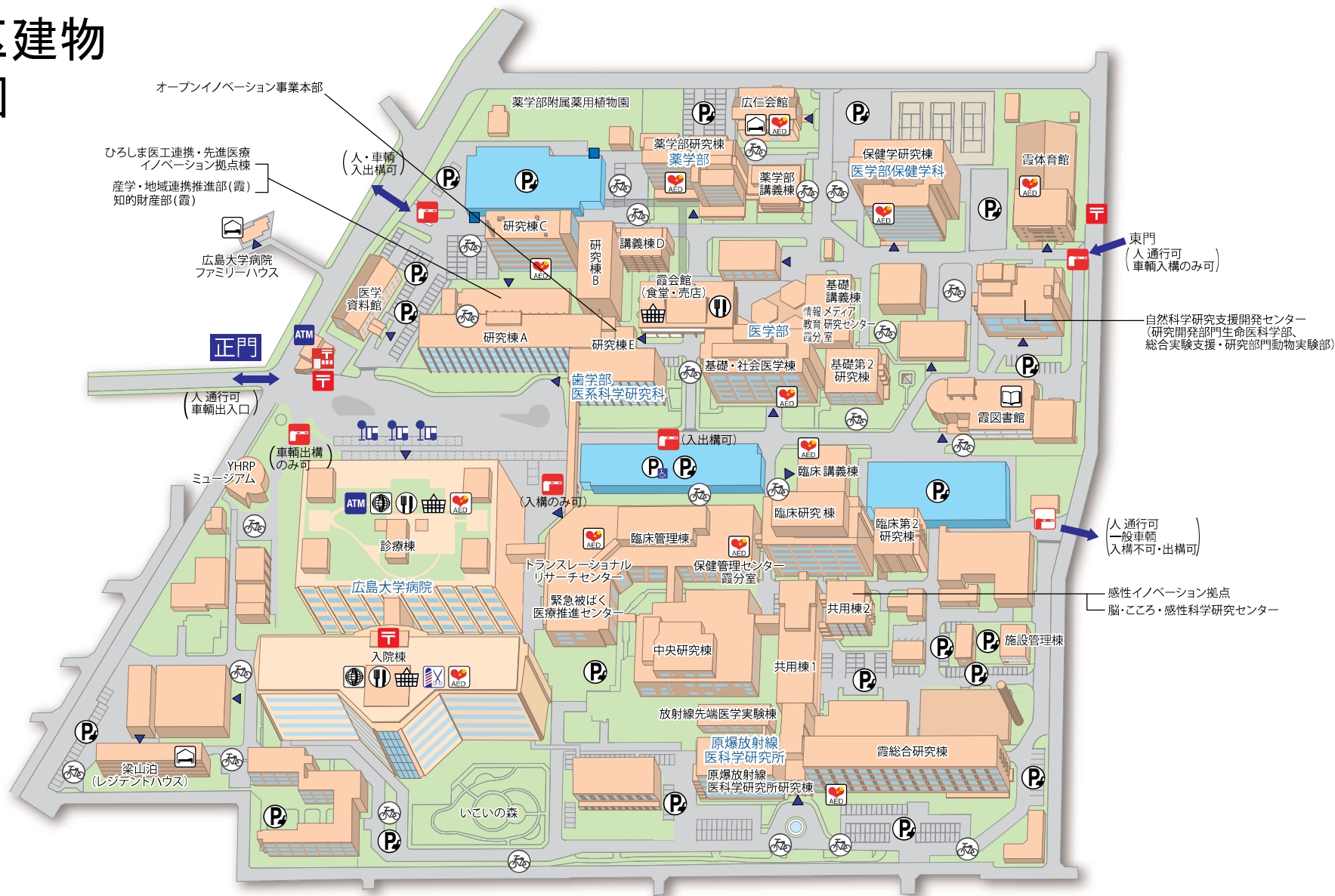
| 研究室・診療科名等     | 所属      | 教授     | 准教授                     | 講師            | 助教   |
|---------------|---------|--------|-------------------------|---------------|--|
| 硬組織代謝生物学      | 医系科学研究科 | 吉子 裕二  |                         |               | 南崎 朋子<br>河野 尚平<br>KHARAGHANI DAVOOD<br>星野 友則<br>MERRY ANNISA DAMAYANTI(特任) |
| 顎顔面解剖学        | 医系科学研究科 | 寺山 隆司  | 内部 健太                   |               |  |
| 口腔生理学         | 医系科学研究科 | 杉田 誠   |                         |               | 酒寄 信幸  |
| 生体分子機能学       | 医系科学研究科 | 宿南 知佐  |                         |               | 藤本 勝巳<br>樋口 真之輔  |
| 口腔顎顔面病理病態学    | 医系科学研究科 | 宮内 睦美  |                         |               | 古庄 寿子<br>RENN, TING-YI(特任)   |
| 細菌学           | 医系科学研究科 | 小松澤 均  | 松尾 美樹                   |               |  |
| 細胞分子薬理学       | 医系科学研究科 | 吾郷 由希夫 |                         |               | 浅野 智志  |
| 生体材料学         | 医系科学研究科 | 加藤 功一  |                         |               | 平田 伊佐雄<br>栗原 令   |
| 粘膜免疫学         | 医系科学研究科 | 高橋 一郎  | 飛梅 圭                    |               |  |
| ゲノム口腔腫瘍学      | 医系科学研究科 | 藤井 万紀子 |                         |               | NGUYEN HO QUYNH ANH (特任)<br>NGUYEN THI KIM CHI(特任)                         |
| 歯周病態学         | 医系科学研究科 | 水野 智仁  |                         |               | 應原 一久<br>岡信 愛<br>加治屋 幹人<br>佐々木 慎也  |
| 歯周診療科         | 広島大学病院  |        |                         |               | 岩田 倫幸<br>松田 真司   |
| 分子口腔医学・顎顔面外科学 | 医系科学研究科 |        | 虎谷 茂昭                   |               | 小泉 浩一<br>吉岡 幸男<br>浜名 智昭<br>角 健作  |
| 顎・口腔外科        | 広島大学病院  |        | 林堂 安貴<br>(診療)           |               | 谷 亮治<br>濱田 充子<br>山崎 佐知子  |
| 口腔外科学         | 医系科学研究科 |        | 武知 正晃                   |               | 小野 重弘<br>鳴瀬 貴子<br>水田 邦子<br>多田 美里   |
| 口腔顎顔面再建外科     | 広島大学病院  |        |                         | 二宮 嘉昭<br>(診療) |  |
| 先端歯科補綴学       | 医系科学研究科 | 津賀 一弘  | 阿部 泰彦<br>吉田 光由<br>吉川 峰加 |               | 沖 佳史<br>土井 一矢<br>大上 博史<br>牧原 勇介  |
| 口腔インプラント診療科   | 広島大学病院  |        | 久保 隆靖<br>(診療)           |               | 岡田 信輔<br>森 隆浩  |
| 咬合・義歯診療科      | 広島大学病院  |        | 安部倉 仁<br>(診療)           |               | 森田 晃司<br>保田 啓介   |
| 歯科矯正学         | 医系科学研究科 | 谷本 幸太郎 | 國松 亮                    |               | 粟田 哲也<br>矢野下 真<br>麻川 由起  |
| 矯正歯科          | 広島大学病院  |        |                         | 廣瀬 尚人         |  |

# 歯学部授業担当 教員名簿

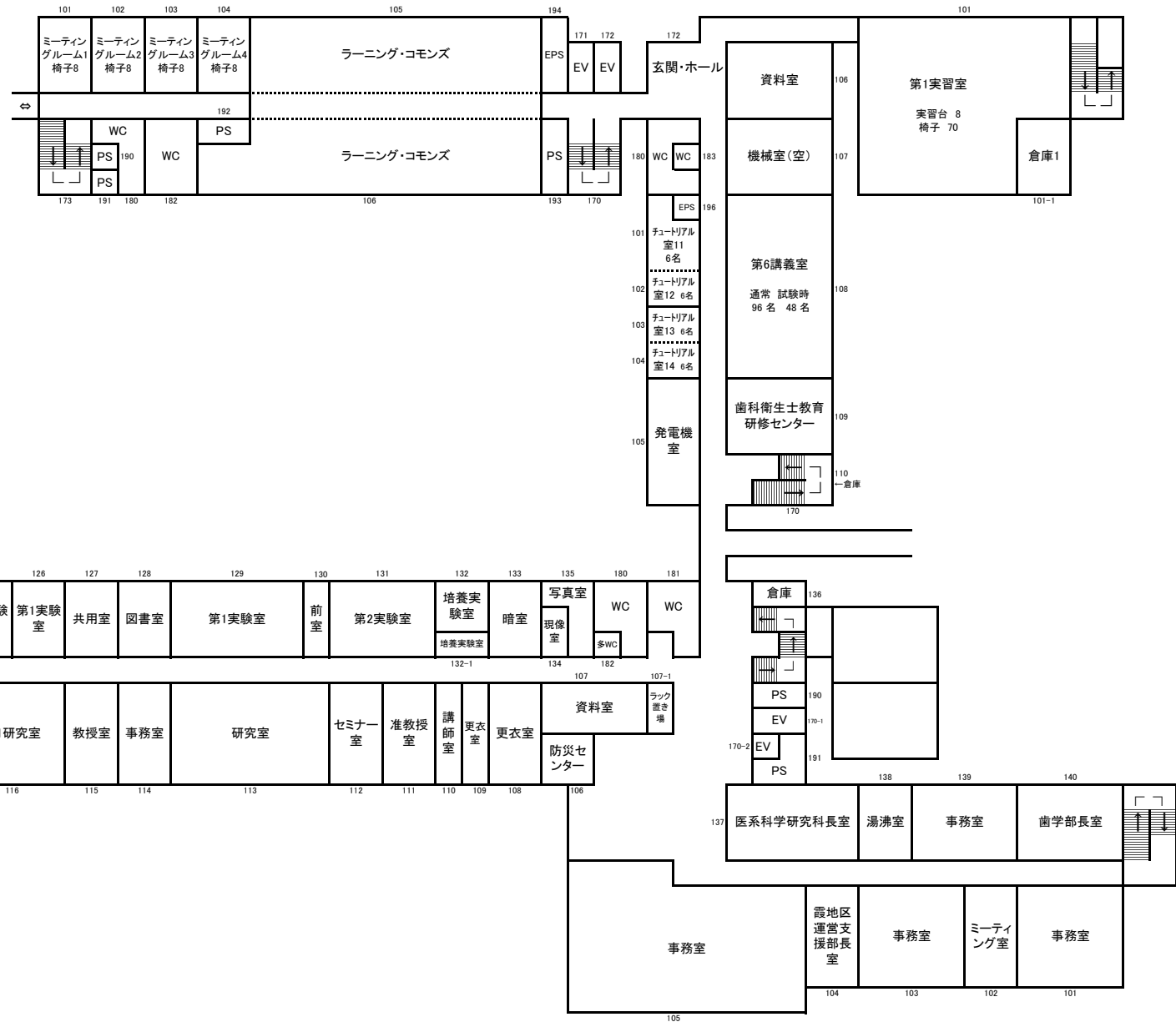
令和3年4月1日時点

| 研究室・診療科名等    | 所属      | 教授     | 准教授           | 講師                     | 助教                          |
|--------------|---------|--------|---------------|------------------------|-----------------------------|
| 歯科放射線学       | 医系科学研究科 | 柿本 直也  | 中元 崇          | 小西 勝                   | 長崎 信一<br>大塚 昌彦              |
| 歯科放射線科       | 広島大学病院  |        | 末井 良和<br>(診療) |                        |                             |
| 歯髓生物学        | 医系科学研究科 | 柴 秀樹   | 武田 克浩<br>(診療) |                        | 土屋 志津<br>芥川 桂一<br>吉田 和真     |
| 歯科保存診療科      | 広島大学病院  |        |               |                        | 中西 惇<br>西藤 法子<br>古玉 大祐      |
| 小児歯科学        | 医系科学研究科 |        | 光畑 智恵子        |                        | 岩本 優子<br>新里 法子<br>秋友 達哉     |
| 小児歯科         | 広島大学病院  |        |               |                        | 太刀掛 銘子<br>中野 将志             |
| 歯科麻酔学        | 医系科学研究科 | 入船 正浩  |               | 吉田 充広                  | 清水 慶隆<br>土井 充<br>向井 明里      |
| 歯科麻酔科        | 広島大学病院  |        |               |                        | 重石 英生                       |
| 公衆口腔保健学      | 医系科学研究科 | 太田 耕司  |               | 重石 英生                  | 前原 朝子<br>兼保 佳乃              |
| 口腔保健疫学       | 医系科学研究科 | 内藤 真理子 |               |                        | 西村 瑠美                       |
| 口腔保健管理学      | 医系科学研究科 | 竹本 俊伸  |               | 松本 厚枝                  | 仁井谷 善恵                      |
| 生体構造・機能修復学   | 医系科学研究科 | 加来 真人  | 下江 幸司         |                        |                             |
| 医療システム工学     | 医系科学研究科 | 村山 長   |               | 峯 裕一                   |                             |
| 口腔生物工学       | 医系科学研究科 | 二川 浩樹  | 田地 豪          | 笹原 妃佐子                 |                             |
| 医系科学(歯)      | 医系科学研究科 |        |               |                        | 林 幾江(中央研究室)<br>加藤 文紀(中央研究室) |
| 死因究明教育研究センター | 医系科学研究科 |        |               | 岡 広子(特任)               |                             |
| 口腔総合診療科      | 広島大学病院  | 河口 浩之  |               | 西 裕美<br>(診療)           | 大林 泰二<br>宗永 修一              |
| 障害者歯科        | 広島大学病院  | 岡田 芳幸  |               | 尾田 友紀<br>(診療)          | 吉田 結梨子                      |
| 特殊歯科総合治療部    | 広島大学病院  | 谷本 幸太郎 |               |                        |                             |
| 地域連携歯科医療部    | 広島大学病院  | 津賀 一弘  |               |                        |                             |
| 口腔検査センター     | 広島大学病院  | 柴 秀樹   |               | 北川 雅恵<br>(診療)<br>新谷 智章 | 安藤 俊範                       |
| 医療情報室        | 広島大学病院  | 岡田 芳幸  |               |                        | 田中 武志                       |

# 霞地区建物配置図



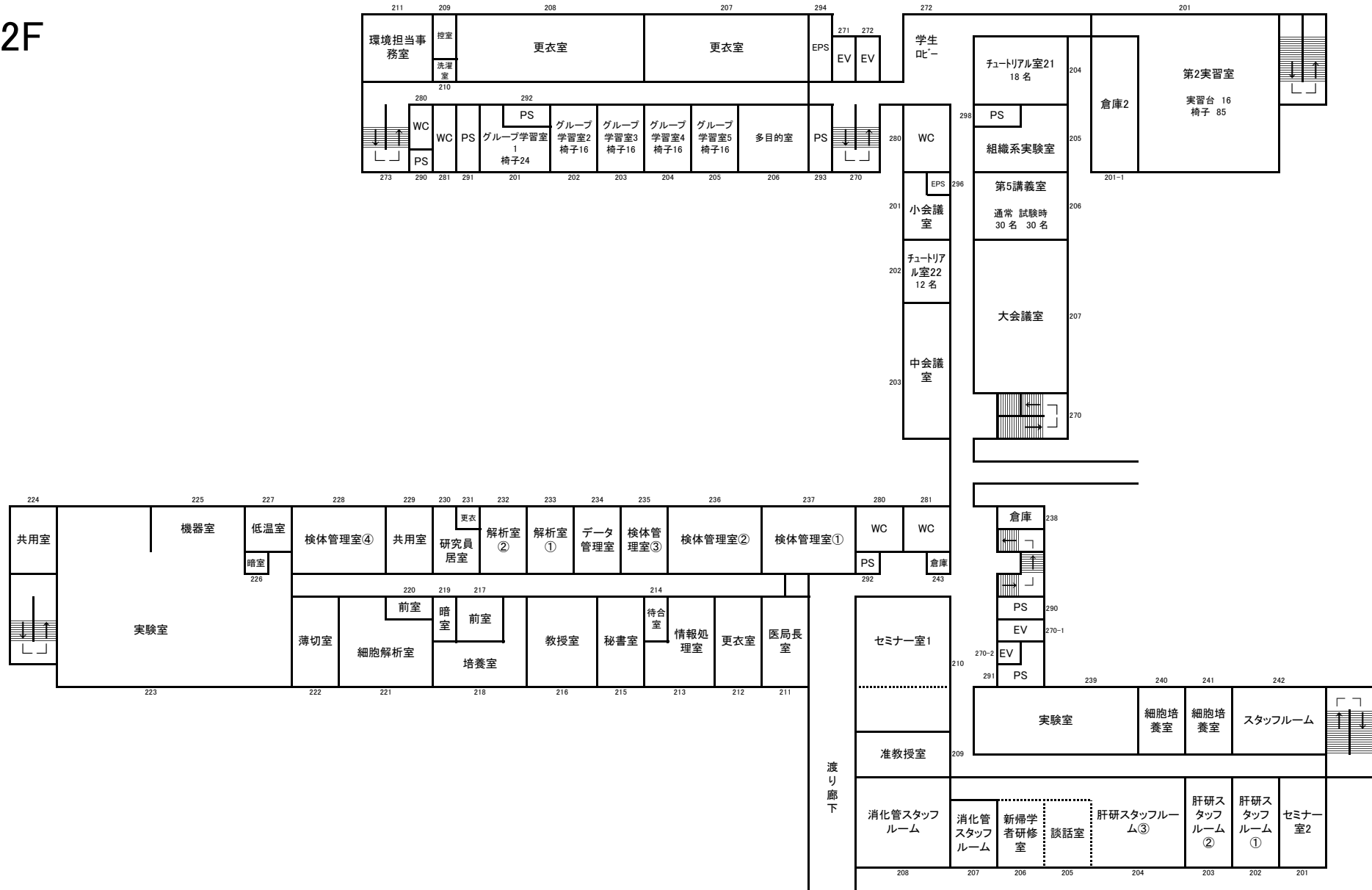
1F



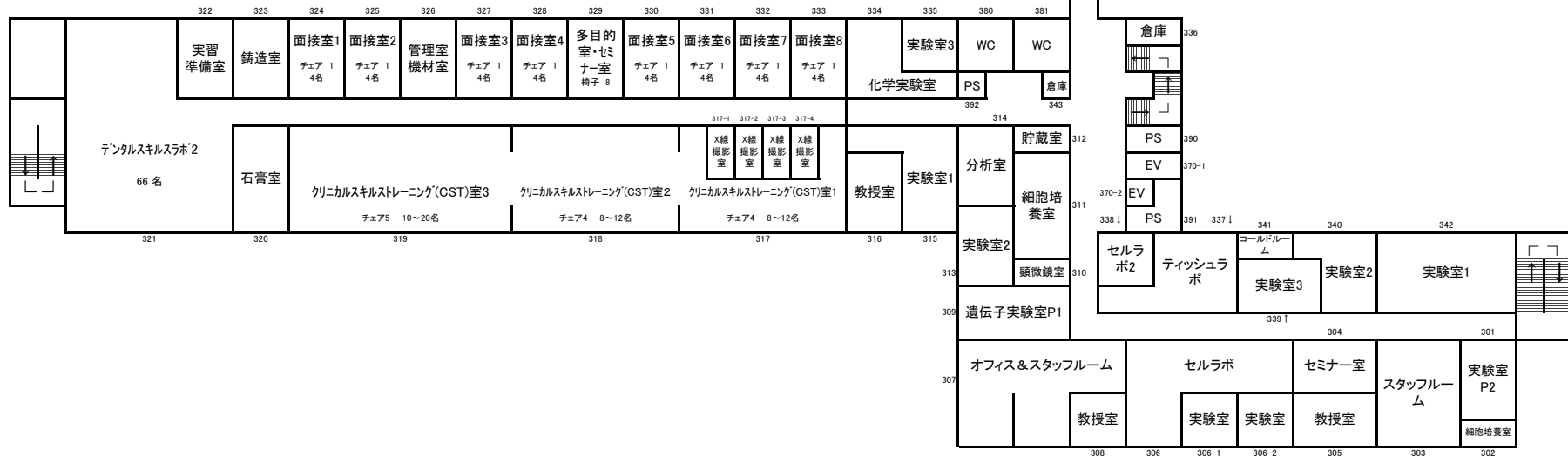
歯学部建物内配置図

教員・配置図4

令和3(2021)年3月時点

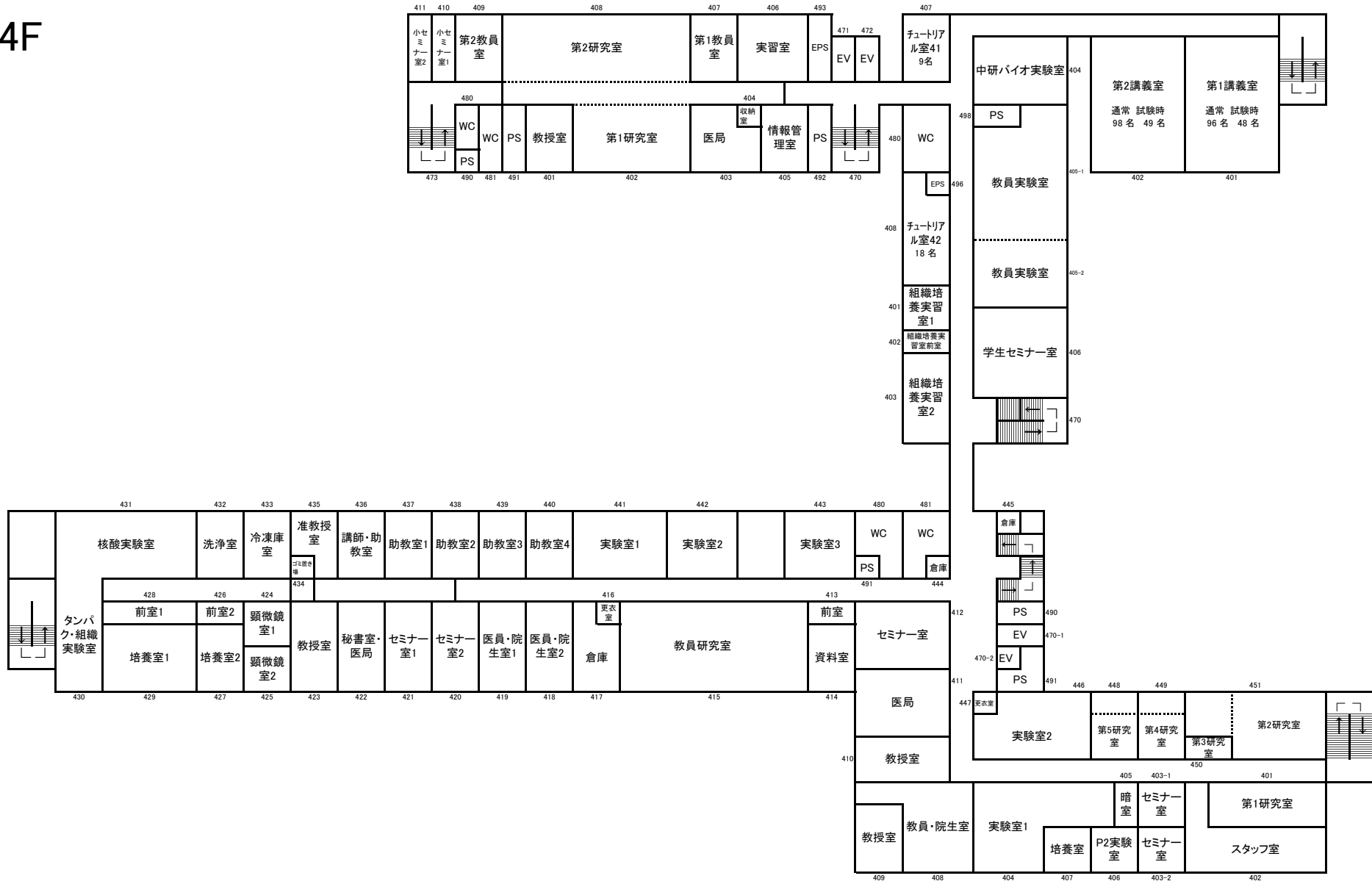


3F





4F

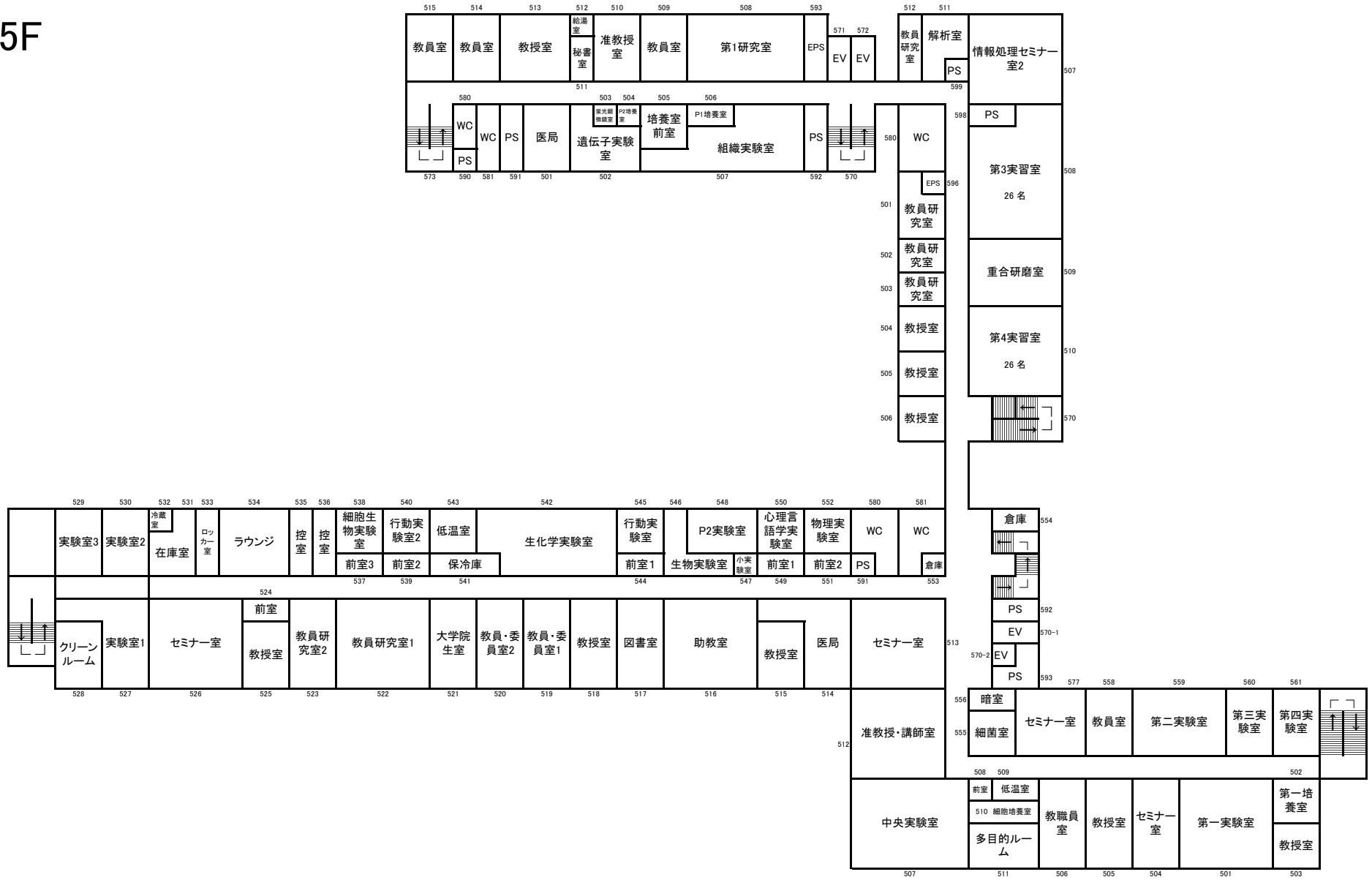


歯学部建物内配置図

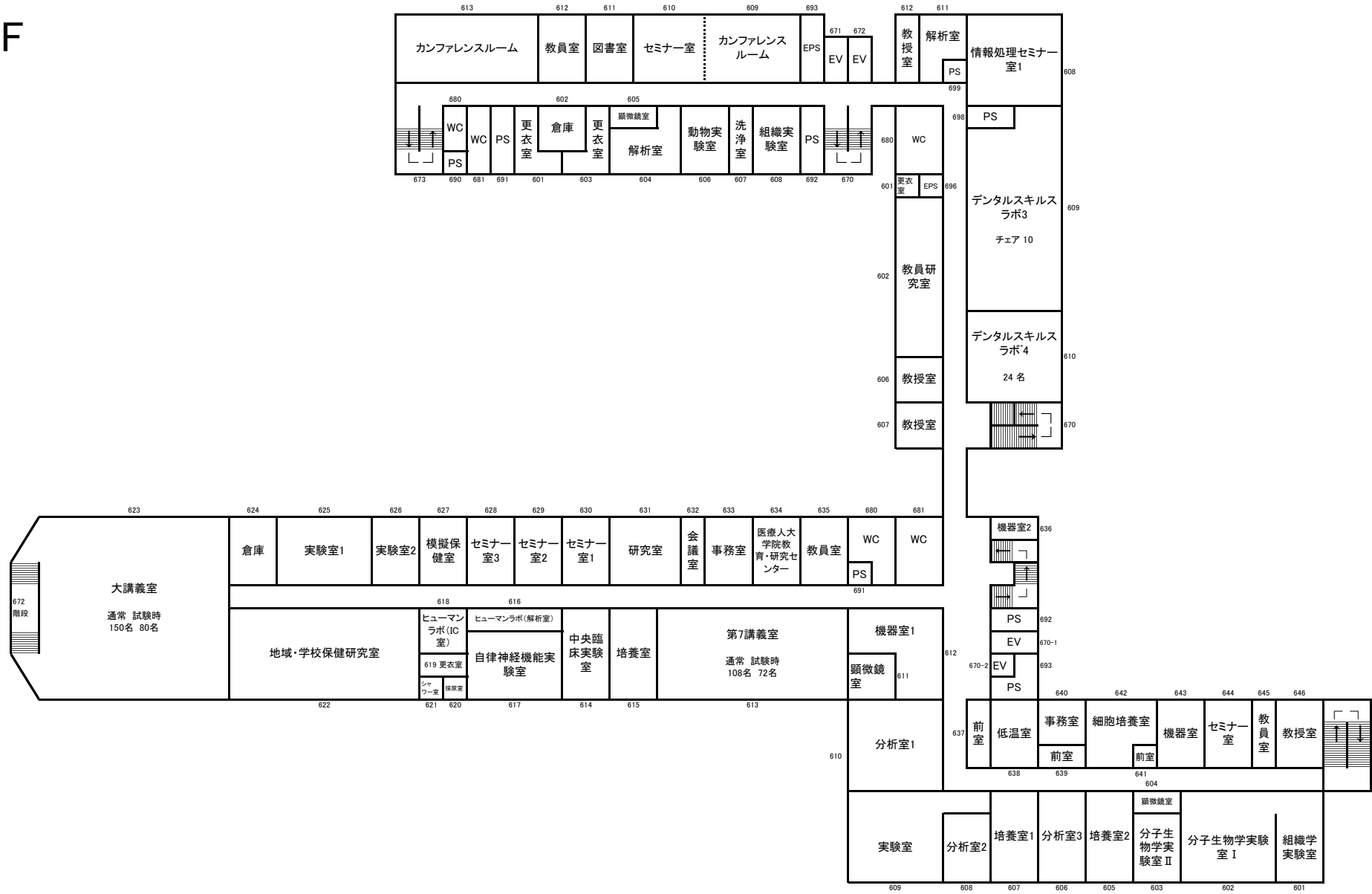
教員・配置図7

令和3(2021)年3月時点

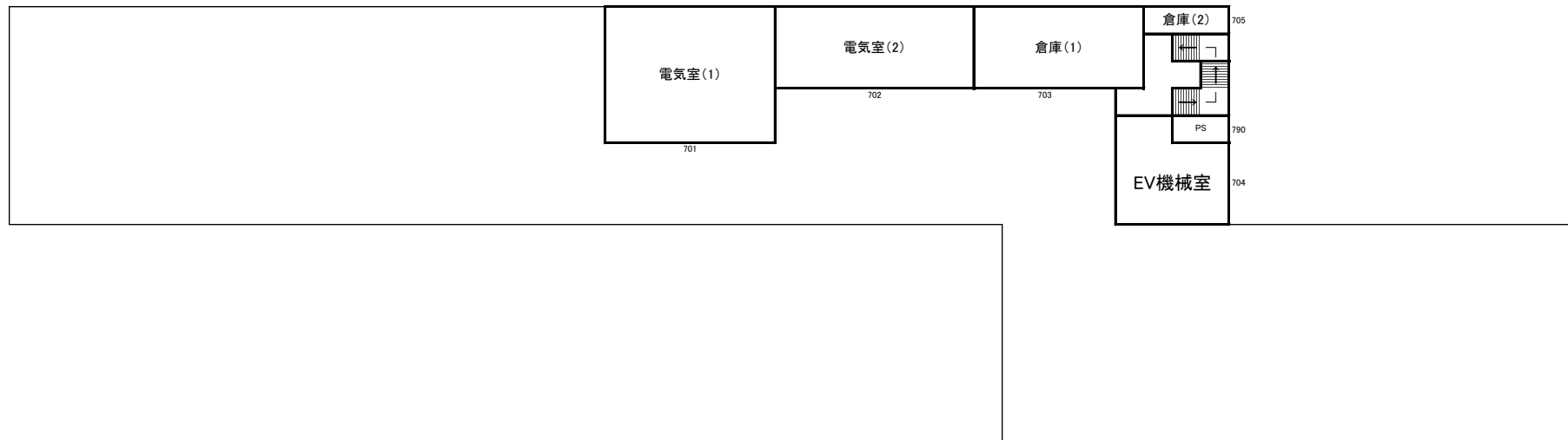
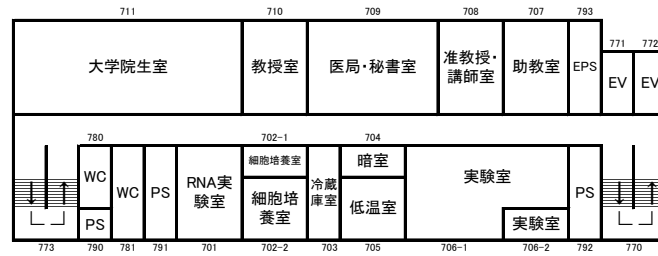
# 5F



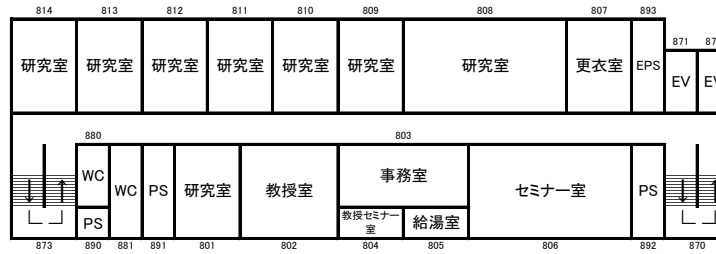
# 6F



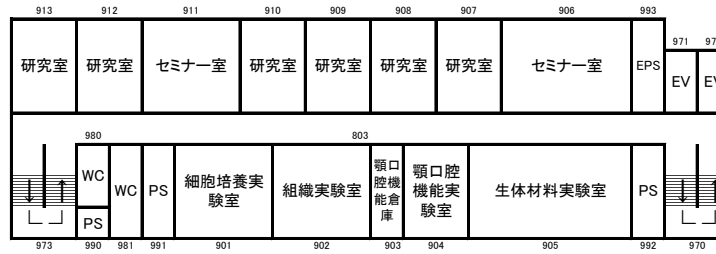
7F



# 8F



# 9F



PHF

